

平成30年第3回せたな町議会定例会 第1号

平成30年9月25日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 請願第 1号 せたな町福祉バス導入に関する請願について
[平成30年3月30日付託] [総務厚生常任委員会請願審査報告]
- 7 議案第 1号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第 2号 平成30年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 3号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 4号 平成30年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 5号 せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第 6号 せたな町養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 13 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 14 報告第 1号 平成29年度健全化判断比率の報告について
- 15 報告第 2号 平成29年度公営企業資金不足比率の報告について
- 16 認定第 1号 平成29年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 17 認定第 2号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 18 認定第 3号 平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 19 認定第 4号 平成29年度せたな町介護保健事業特別会計歳入歳出決算について
- 20 認定第 5号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 21 認定第 6号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 22 認定第 7号 平成29年度せたな町営農用下水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 23 認定第 8号 平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 24 認定第 9号 平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 25 認定第10号 平成29年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 26 認定第11号 平成29年度せたな町病院事業会計決算について
- 27 議案第 7号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第5号）
- 28 議案第 8号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 29 議案第 9号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 30 議案第10号 工事請負契約の締結について（町民プール新築工事（建築主体））

- 3 1 議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について（町民プール新築工事（機械設備））
- 3 2 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について（町民プール新築工事（電気設備））
- 3 3 請願第 1 号 国民宿舎あわび山荘の改築に関する請願について
- 3 4 意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 3 5 意見書案第 2 号 2 0 1 9 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 3 6 意見書案第 3 号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書
- 3 7 決議第 1 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議
- 3 8 発議第 1 号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 細 川 伸 男 君 | 2 番 神 田 和 浩 君 |
| 4 番 本 多 浩 君 | 5 番 石 原 広 務 君 |
| 6 番 榊 田 道 廣 君 | 7 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 8 番 真 柄 克 紀 君 | 9 番 平 澤 等 君 |
| 1 0 番 大 野 一 男 君 | 1 1 番 熊 野 主 税 君 |
| 1 2 番 菅 原 義 幸 君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

- | | |
|------------|-----------|
| 町 長 | 高 橋 貞 光 君 |
| 教育委員会教育長 | 成 田 円 裕 君 |
| 農業委員会会長 | 原 田 喜 博 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 坪 観 誠 君 |
| 代表監査委員 | 残 間 正 君 |

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 佐々木 正 則 君 |
| 総 務 課 長 | 原 進 君 |
| まちづくり推進課長 | 小 板 橋 司 君 |
| 税 務 課 長 | 樋 口 靖 君 |
| 町 民 児 童 課 長 | 吉 崎 照 人 君 |

認定こども園	長	鎌	田	郁	美	君
保健福祉課	長	福	士	裕	繼	君
農務課	長	佐	藤	英	美	君
農務課	参事	木	村	充	弘	君
水産林務課	長	横	川	洋	二	君
建設水道課	長	丹	羽		優	君
会計管理者		三	浦	孝	史	君
国保病院事務局	長	横	川		忍	君
総務課	長補佐	高	橋		純	君
財政課	長補佐	河	原	泰	平	君
町民児童課	長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課	長補佐	濱	口	喜	秋	君
保健福祉課	長補佐	浜	高	正	明	君
農務課	長補佐	吉	田	有	哉	君
水産林務課	長補佐	八	木	忠	義	君
水産林務課	長補佐	手	塚	清	人	君
水産種育苗成センター	副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課	長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課	長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局	次長	中	川		讓	君
総務課	主幹	小	林	和	仁	君
財政課	主幹	黒	澤	美知	子	君
財政課	主幹	井	村	裕	行	君
町民児童課	主幹	萩	原	千	明	君
保健福祉課	主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課	主幹	竹	内	亜希	子	君
建設水道課	主幹	上	田	一	男	君
建設水道課	主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課	主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課	主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課	主幹	鈴	木	涼	平	君
防災係	長	斉	藤	哲	章	君
まちづくり推進係	長	松	原	孝	樹	君
障がい福祉係	長	平	田	慎太	郎	君
耕地係	長	斉	藤		真	君
畜産係	長	稲	船	洋	志	君

水産種苗育成センター業務係長 池 田 裕 之 君
《大成総合支所》

支 所 長 佐 野 英 也 君
次 長 佐々木 正 人 君
大成診療所事務長 古 守 幸 治 君
主 幹 藤 谷 知 昭 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 関 功 悦 君
養護老人ホーム三杉荘所長 上 野 宏 行 君
次 長 増 田 和 彦 君
瀬棚診療所事務長 古 畑 英 規 君
福祉係長 原 田 幸 君
産 業 係 長 油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 杉 村 彰 君
事 務 局 次 長 沼 口 英 樹 君
大成教育事務所長 荻 原 勝 幸 君
事 務 局 主 幹 山 本 亨 君
瀬棚教育事務所長 杉 村 輝 明 君
事 務 局 総 務 係 長 長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君
事 務 局 書 記 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので、平成30年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において10番大野一男議員、11番熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月26日までの2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月26日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

まず町立国保病院嘱託医師の退職について報告をいたします。昨年10月1日から町立国保病院に勤務していただいております嘱託医師の伊藤栄二先生が、残念ながら9月末をもって退職さ

れることとなりました。伊藤先生は外来診療や病棟管理のほか、特別養護老人ホームの嘱託医師も担っていただくなど、本町の医療に大きく貢献していただきました。今後は本州にて勤務されるとのことでございます。これにより国保病院の医師体制は常勤医師3名体制となりますので、ご報告をさせていただきます。

次に北海道胆振東部地震による被害状況について報告をさせていただきます。9月6日午前3時8分頃に発生した北海道胆振東部地震により、厚真町では北海道で観測史上初となる震度7を記録し、安平、むかわ町では震度6強を観測したほか、道内各地で震度6弱から震度1を観測しました。この地震により胆振地方では甚大な被害をもたらし、また北海道全域が長期間停電となり住民生活に大きな支障を来いたしました。この地震により土砂災害などで家屋が倒壊し、お亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、多くの被災された方々に対しましても、心からお見舞いを申し上げる次第であります。この災害により、道から被災地支援の派遣要請を受け9月11日から14日までの間、職員2名を厚真町へ派遣いたしました。今後についても、派遣要請があった場合には職員を派遣し、被災地の早期復旧、復興を支援していきたいと考えております。

本町の被害につきましては、地震による直接的な被害は無かったものの長期間の停電により、町民の皆様、商工業、農業、水産業など多くの方々に被害をもたらしました。

被害状況はお手元の資料になりますが、まず④の農業被害については、停電により生乳の廃棄が4万6,443.6キログラム、28件で464万4,000円の被害額、⑤の土木被害の下水道被害では、停電による非常用発電機でのマンホールポンプ所の汲み上げ、バキューム車でのマンホールポンプ所の汲み上げ対応など24件で154万7,000円の被害額、⑥の水産被害では、瀬棚港共同利用施設、製氷、貯氷施設が停電により氷が8トン解けてしまい、被害額が13万7,000円となっております。⑧の衛生被害では、簡易水道施設に非常用発電機の設置やテレメーターの故障など6件で480万円の被害額、⑨の商工被害では、停電により食品の廃棄や温泉ホテルきたひやま、国民宿舎あわび山荘の宿泊キャンセルなど9件で572万6,000円の被害額でありました。被害総額は1,685万4,000円となったものでございます。なお一部の被害に関わる復旧経費などにつきましては、追加議案として補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

3の工事発注状況、そして4の町長、副町長の動向については、お手元に配付したとおりでございますので説明を省かせていただきます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願いをいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

8番、真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは一般質問させていただきます。質問に入る前に先ほど町長からもございましたけども、一連の地震につきまして多大な被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、貴重な失われた尊い生命に対して心からご冥福をお祈りしたいと思うところでございます。

それでは3点提出ございますが、まず1点、町立病院の患者データ等の危機管理について町長の見解をお伺いいたします。今年には本当に先の台風21号に続いて、北海道胆振東部地震と道民、町民は、いまだ大きな自然の恐怖の中にさらされてございます。顧みても今年度はそのほかに全国各地で想定外の7月の豪雨による西日本の大災害、大阪府北部地震、台風12号、20号、21号による本道各地の水害、そして東部地震と全道、全町民が今もその被害の大きさと恐怖に直面しているのはご案内のとおりでございます。近年、今までの常識を覆すような大変大きな自然エネルギーの現実に対し行政としても、今までの危機管理状態ではなく、さらに住民の安全確保のため可能な限りの英知と行動力を発揮し、その問題にスピーディーに解決する必要性が迫られている時代に到達したきたと思います。これは特に2011年東北大震災と大災害この時から言われていることでございますが、特に公立病院の患者データそれらが突然の災害、今まで対応する危機管理では対応できないような災害の中で流出し、それがいまだにいろいろな形で影響を与えている。これは報道ばかりでなくライン等でもやはりいまだにその問題が尾を引いている。そのように報道されてございます。そこで当町にも北檜山をはじめ、2つの診療所という形で大変な患者データ、生命の根幹に係るデータを保存しながら行政サービスに努めている病院がございしますが、これからますますこういう自然災害が拡大しても縮小することはないだろうという時代の流れの中で、現在、患者データばかりではなく入院患者の災害に合わせた避難対策等も含めて、どのように現在、管理し、またその危険性、不安等についてはどのように町長は判断されておられるのかまず第1回の質問としてお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員の質問にお答えをいたします。

近年の災害はこれまで経験したことのない想定外の事態が続いております。先日の北海道胆振東部地震では長時間の停電となり病院の業務に支障をきたしました。国保病院としては災害時だからこそ入院中の患者や急病の患者に安心をとの考えから、停電中でもできる範囲で最大限の業務にあたったところであります。議員ご質問の患者データは、カルテのほか、画像データや医事データなどの電子的に保管しているものがあります。患者データは病院にとっても患者にとっても非常に大切なものであります。国保病院では、現在、紙カルテを使用しています。紙カルテは停電には強いものの、火災や水害には弱く災害の際に全部を持ち出すことは不可能であります。また電子的に保管されたデータは停電で使用できなくなったとしてもデータそのものは保存されています。こうしたことから患者データを持ち出すための訓練は行っておりませんが、国保病院としては患者の生命を守ることを最優先とし、火災、水害を想定した避難訓練を年4回行っており

ます。国保病院では、今年11月から電子カルテシステムを稼働させる予定であります。電子カルテは停電には弱いものの非常電源にて稼働させることができます。またデータを保存するサーバの設置位置を地震、水に配慮することにより、現在の紙カルテよりも安全に保存でき、データのバックアップは常に行われ、万一サーバが破損してもその時点までのデータは保護されます。国保病院としては、長時間の停電など災害を想定しシステム障害対応マニュアルを作成することとしておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今、町立病院の危機管理の現状について現時点での現状をお聞きしました。特に入院患者を含めた避難訓練、これ年4回やられていると。これは私は大変、画期的というよりそれが当然そういう形でやられることに関しては安心をいたしてございます。ただその中身が果たしてそういう形の今までの訓練でいいのか、これからの更に大きな災害を含めた時に、じゃあ時間的な余裕を含めてきちんと整理しているのか。こうなると私はまだそこまでは行っていないような気がいたします。数年前に当町においても真駒内川が氾濫して緑町団地一帯が水没し、国保病院にも大変心配な時期がございました。それと訓練といいましても建物自体が大変古い使い勝手の非常に現代においては悪い状態に置かれているのもこれも事実の話でございます。先の何回かの、一般質問で私、町長に病院の改築等についてもいろいろお話した経緯ございますけども、このような自然災害、避けて通れない状態になった中で、町長は前回の一般質問でも建替える方向で検討せざるを得ないというような発言はしてございましたが、それ以上の具体的な発言ではそれは審議会等の推移を見ながら進めていくということでもまだ、やっとな町長の発言からその糸口にちょっと入ったのかという気はしてございますが、ただ、今の患者カルテの問題です。これもカルテを電子カルテにすることによって大変その辺の問題は解決するということは量的な問題は私も解決すると思えます。それとあと診療所も含めた中で全体のデータをきちんとバックアップできると、そういう魅力があるということで採用するんだと思いますが、ただそうになると今後心配されるのが、先ほど奇しくも町長がおっしゃったように現在それを設置する建物の問題です。あの建物の中でいつまでもカルテを設置したということで、本当に住民のニーズ、安全を守るための機能として本当にいいのか。私は非常にそんな心配をしております。それだけでなくあそこは1番、水源の近くなおかつ地盤的に低くもろい場所でございます。その点を含めまして、私も電子カルテ自体を導入することに関しては、やはり今の時代に必要だと思えますが、そこに電子カルテにもいろいろ話を聞くと、業者によってほとんど購入がタダというようないろいろな噂までこの頃聞こえるような電子カルテの業界も大変激しい状態が、競争が続いているのも事実でございます。その中できちんと患者さんのデータを守り、なおかつその入力をする時も、専門家以外ができないという形であっては困るわけです。その辺を含めての研究というのがなされているのか災害対応に含めて、それと今の現実の建物の中でそういう患者さん並びに通院者の有事の際の安心が、どんな時期でも必ず安全に保てるわけではないです。やっぱりその辺のことに向けて病院の構造を改めていくことを前向きに、早目に気遣っていかないとならないのではないかと私は思っており、今日質問してるわけでございますが、その辺について町長の考えを再

度お伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 国保病院につきましては、非常電源を生命に直結する部署に今回も集中的に供給をして、診療を継続したという状況になっております。そうした患者データの保護につきましては、最初の答弁で申し上げたとおりでございますが、いろいろな災害を想定しながらこの避難訓練等についても行っていかなければならないと。今後とも行っていかなければならないと考えておりますし、データのバックアップ、保存につきましても現時点では、今、電子カルテを導入することによりまして保存が可能になると。そういうことも考えながらしっかりと、しかも適切に電子カルテの導入を図ってまいりたいと現時点で考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○8番（真柄克紀君） 建物の構造とか。

○町長（高橋貞光君） あくまでも現病院の中での危機管理、これをしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 町長、私も今の中で一生懸命やってることは理解します。ただ先ほども言ったように、これからは想定外の形で今までの基準では対応できないような問題が生じる可能性があるでしょうという前提で、町長もそういう前提はあるという前提で私は答弁してると思うてるから質問している訳です。それで今バックアップ電源の話をしました。ただあくまでも病院内部のバックアップ電源であれば、先ほど言ったようにある程度の水害の場合には対応できなくなるんです。ですから今日の今すぐにそれで答弁できないとすればそれまでですけど、でもそういうところから含めて、入れ物自体も考えていかなければならない時期にいよいよ来てるんじゃないですかと指摘しているのがまず第1点です。であれば電子カルテのバックアップ、あるいは電子カルテの全体的なデータというのは、本庁でも持ち合せるという形になるんですかこれからは。病院独自でカルテは持ちますけど、その情報を本庁でも共有できる形になるんですか、安全面からいって、あくまでも病院単独だけの問題になるわけでしょ。その辺について私は、町民の立場からいくとそういう二重的な保存を考えないと、今のままであそこで水害があった。地震があった。町長、そうなった場合には行政の中心から考えた場合には、そういう方法も一つ、今回の北電ではないけど、やっぱり今のルール以外に町できちんとしたデータを病院と共有して、いざとなったときには、そういう町からもきちっとしたデータを管理し、情報を共有したものを提供できるような形にしておかないと。これは個人情報等も含めて制約はいろいろありますから一概にそれがすぐに町がどうこう言うわけにも。お互いの病院とそれから町の中でそういう研究は必要じゃないですかこれから。私はそう思うし、そういうようなシステム等もぜひこれからの災害対応のためには作り上げていっていただきたいということも含めてこれ質問で提出したわけなんですけども、今なければなくてもよろしいですけど、そういう必要性をまず感じませんかということと、それと先ほど来から言ってますけど、このような自然災害の急激な、例えば1時間に50ミリ、80ミリという形になったときには、地元消防の対応だけでなく、本当に病院の建って

いるスタンスからいけば、大変心配するものがあるから私は質問してるんであります。そんなことで最低限、例えばデータの紙カルテの位置も含めて、ある程度担保できる形まで今の建物の中で持って行けるのか。そうでなければ少し改良しなければならない。あるいは病院のきちんとした使い勝手の良い形に早めにきちんと前向きに改築していくという姿勢を、私は町長示しても何もおかしくないと思うし、むしろ行政の長としてはそのぐらいの姿勢をここで示すのが、私は住民の安心安全を守る町長の立場からしたら当然の話だと思います。あくまでも審議会の方向を見ながら進むということより、こういう時代になっているわけですから、そのように私は思いますし、先ほど言ったように電子カルテにつきましてもぜひ病院1カ所だけでなく、それを一般行政が介入するという事ではないですが、いざとなったらきちんとそれを共有して、その危機管理のデータに役立てるよというそういうこれからの病院運営が必要でないかと思いますので、再度、町長にその辺の考え方についてお聞きして1回目の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず病院の建替えにつきましては、これは前回答弁申し上げたとおり老朽化に伴いまして、これは今そういう方向で議論を進めているところでございますので、この点についてはご理解いただきたいと思っております。また議員の質問の患者情報の保存という分につきまして、今電子カルテの導入ということで答弁をさせていただきましたが、当然これはクラウド、安全な場所に設置をしていくことによって保存ができると思っておりますので、これはそういったバックアップをしっかりと保存するという事には万全を期したいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員2問目いきますか。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 次は地域に密着した住民要望ということで2題目提出してございますが、町内には住民が大変多く利用する公的集会施設、合併のあと大変多く存在してございます。町は町政懇談会等のニーズ、要望を受けながら、各地の要望を合理的に住民要望に対応して施策を打っているのは私も理解してございます。ただ各地でいろいろなお話を聞きますと、町政懇談会では正式に議題には上がっているものばかりではないと思っておりますが、やはり小さな施設ですが、やっぱりスピーディーに対応してほしいという声が各地の施設で聞かれるのも事実な話でございます。その要望をお聞きしますと大変莫大な予算を伴うものばかりでなく、少しの予算の優先順位や各課の情報交換等に対応できるものがあるんじゃないかと思っております。町は公的老朽施設の解体に計画的に予算を配分し、町の環境整備に大いに努めているのは理解してございます。ただそういう計画的な町の政策とは別に急速に進む高齢化の中で本当に小さいけれどもスピーディーな対応を求めたいという要望が私のお聞きしている範囲では各地でございませう。いろいろな要望はたくさんありますが、本日は次の3点について現状これからの施策の進め方と考え方をお伺いいたします。

まず1点目、新成母と子の家に対する改善等の要望について、現時点であの施設をどのように保持していこうと考えておられるのか。2点目は狩場葬苑、最初できた当時よりはいろいろ身障者等のことも含め考えて改善されてる場所もございませうが、やはりますます車いす等を使う方々、

それからストレッチャー等を使う機会が多くなった時に入口がまだやはり狭い、窮屈だ。それから斜路も今、電動車いすで行くと本当にギリギリで、やはりおっかない。そういうお話がござい
ます。だからその辺についての改良を、これは町政懇談会で出てるかどうかわかりませんが、
そういう声を住民から私の方へ要望としてお聞きしてございますので、この際です
ので町有施設ということでお聞きしてございます。それと葬苑の待合室の環境の問題
でございます。待合室の環境が大変に夏場辛いと。ご案内のとおりあそこは40人、50人、60人という方がお骨が
出来上がるまで、待機する中で夏場になりますと特にこの暑さが年々強まっている
中、非常に辛い。何とかしていただけないか。これも私の方に来ている要望でござ
いますし、私も何度か自分も当事者として立ち会ったとしても、大変に厳しいもの
があると思っておりますので、この夏場対策についてもどのように考えておられる
のか、お伺いします。

あともう一つは、これは町でもお聞きしたところによると、長寿命化という形の中
で考えているということですが、何度かお邪魔して感じてることですが、大成町民
センターの改修、特にトイレの使い勝手が非常に悪いという話を何度かお聞きし
てございます。私もこの前、敬老会の時に係員の許可をいただき女性トイレ、男
性トイレと拝見させていただきましたが、本当にこの超高齢化でありながら、な
おかつあそこを利用する回数が大変多いという状況から見ると高齢者の方には
結構不便をかけているだろうなという認識で見えてまいりました。

以上のこの3点につきまして町の考え方と、それからこれをどのように改良してい
こうと考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ご質問にお答えします。

まず1点目の鶴泊団地母と子の家ですが、この施設は災害発生時の指定緊急避
難場所でもあり、地域にとって必要不可欠な施設と認識しておりますことから、
すでに町内会とも協議を重ねて次年度に向け必要な改修をするべく準備をし
ているところであります。

2点目の狩場葬苑の入口斜路の改善と夏の待合室の環境についてどのように考
えているかのご質問ですが、当施設は昭和58年の供用開始以来、適宜施設の修
繕等を行って維持運営してきたところであります。近年は少子高齢化が進み、
ご遺族など施設利用者の多くが高齢者ということもあるかと思えます。狩場
葬苑は、施設の出入口に段差があります。スロープは歩行者や車いすの方が
利用可能な幅のものが1箇所のみで、柵は複数人で持って階段から施設内に
運んでいただいているところであります。時代の移り変わりとともに高齢者の
利用や近年の暑熱対策に対して、十分ではない部分があるものと認識して
おります。町としましては、今後においても利用者等からのご意見、要望に
対応しながら適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

3点目の大成町民センターのトイレの改修についてどう考えているかという
ことでありますが、大成町民センターは、開設から39年経過していること
から経年劣化による老朽化が進んでおり、その都度、修繕箇所を改修して
適正な施設の維持管理に努めているところでありますが、大規模な施設改
修が必要な時期に来ていると判断しております。

また、せたな町地域防災計画で福祉避難所にも位置付けられていることから、
この9月19日

に建物全体の耐震診断業務を発注したところであります。その診断結果を踏まえ今後の施設の改修、長寿命化を計画的に進めてまいりたいと考えております。議員ご質問のトイレの改修につきましても、この長寿命化の中で高齢者や身体障がい者、妊産婦など誰もが安心して利用できるよう改修することにしておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは2回目の質問をさせていただきます。新成の公的施設の重要性を鑑み町内会と連絡を取って来年から着工させるということでございますので、これにつきましては大変私も地域の声が届いているんだということを確認いたしました。私が夏に行ったときは、おばあちゃんのほうから、せめて真柄さんトイレの男子と女子だけは別にしていただかないと辛いんだと、集まりがあってもなかなか私は行けないという声がありましたので、町はこのように町民児童課中心にニーズに応じて作業を進めるということでございますので、ぜひスピーディーになおかつ使い勝手の良い施設にしてあげて新成の方々に安心感を与えていただきたいと思っております。これは来年中に全部出来上がるということでもよろしいんですか。いいんですかそれで。それはあとでちょっと教えてください。それから狩場墓苑の件、町長斜路の件は言いましたけども、私が言ったのはそれも含めて待合室、7月、8月私ちょっと調べましたけども、若干町民児童課とデータ違うかもしれませんけれども、狩場墓苑の利用者6月13人、利用者ということは茶毘、に付された方と13人ということは大体3日に1回くらいで利用があると。それから7月10人、8月が7人、これ若干1人、2人違うと思いますが、年々以前と違って町長ほとんど毎月10件以上の利用が高齢化の中で出てきているんです。それでこれは全道、全国だけじゃなく今年この町でもそうでしたけど7月、8月の平均気温というと全国、東日本で平均プラス1.7度の上昇。その中で以外な場所でも熱中症で搬送されてる方が大変多く近年見受けられる。そういうことからいって、また高齢化の中であそこで待機して待ってる方々も高齢の方が待っているわけでございます。そういうことから考えて私がお願いしたいのは、やはり夏場にこの時期になったらクーラーというものが需要ではないかということで環境整備ということで質問してございます。実際に8月の暑い日に行って待機している暑さというのは、町長どうかわかりませんが大変なものでございます。おじいちゃん、おばあちゃんがあそこでずっと約2時間、夏場待つわけでございますので、先ほど言いましたようにそんなに莫大な予算はかからないと思えますけど、その辺についての配慮をぜひお願いしたいということで質問2回目にさせていただきます。それについての考えをお聞かせください。

それと大成の町民センターおっしゃるとおりで私も耐震化という形の中で、これから大規模改修するのはわかってございますが、逆に言うとおそこは何年も前から最大の有事の際の受入れ施設だったわけでございます。そういうことからいくとやはりその辺について高齢化に向かって高齢者にやさしく使い勝手のいい施設というものは、もっと早く、少なくともトイレに関しては、私、男子トイレ見ましたけれどもいまだ和式でございます。それでおじいちゃんにも聞きました。足が痛いからこれもなかなか大変だと。おっしゃるとおりで小学校はそういう形の中でやはり今の時代に合わないということでトイレの改修進めてまいってございますけども、100%かどう

かわかりませんが、ただあの集会施設で一番有事の際にメインになる施設のトイレがあのような形では、やはり私は行政の貧弱、配慮の無さを指摘せざるを得ません。耐震化をやるから良いんだという形でなくて、女子トイレも見せてもらいましたけれども簡易のポータブル置いてあるだけでございますけれども、せめてそれであれば一緒に男性のほうにもそういうような形をとりあえずしてあげていったら、本当に男性の高齢者の方々大変だという声、あの日もお聞きしました。ですから耐震化は耐震化としてきちっと進めなきゃならないですけど、その利用者の短期的だけど本当に切実なニーズというものは、これは先ほども言ったように限られた予算の中ですぐ対応できるような私は状態にあると思いますので、その辺についてこれからでも構いませんから耐震化とは別にとりあえず使い勝手のいい形に研究してみるという考えがあるかどうか、そのクーラーと2点について再度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず新成の鵜泊団地母と子の家ですが、これは来年改修に向けての話合い、準備を進めているところでございますので大丈夫と思っております。

次に狩場葬苑の暑さ対策でございますが、これにつきましては改善する必要があると私も思っておりますので、暑さ対策の改善を次年度、新年度についてまいらせていただきたいと思っております。どういう形で遮熱効果を改善することができるかということにつきましては、今後研究してまいりたいと思っております。

それから大成町民センターのトイレ件であります、大幅な改修につきましては、これは耐震化の診断によってその辺の状況とも関係してまいりますので、即大幅な改修ということにはなりません、これは何が出来るかということについては、よく検討させていただきますと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今、2回目の質問で町長からその冷房施設、それから大成の当面課題解決のための措置の研究、これを進めるということでございますので、これは予算措置が早急に図られるとお聞きしました。大変それについては早く進めたいと思いますが、今はこの3つの点を質問した中、一番最初に町長に質問しましたが、ようするにこのような形としては、ささやかといった、ささやかという言い方悪いんですけど、そういうような要望ですけど非常にニーズの高い要望というのが、町政懇談会なりなんなりできちっと上げないとなかなか対応できないと。事務局のほうではそういう確かにそのとおりだと思います。出てきてないものに関してはなかなか。ところが今言う形でこういう中で各地区担当の職員等もいらっしゃいますでしょうけど、私は1番最初の質問で言ったとおり町のハイヤー計画、それから公共施設の長寿命化、それから老朽化した施設の解体これにきちんと予算を使って行くことは、これはまちづくりとして大変な必要なことだと思いますけど、この予算のですね、その辺のやはり公共事業の解体等なりますと今豊岡でもやっていますけど、やはり相当の金額が張る形の中で予算執行なされているわけです。それがいろいろな事業からそれから仕事の関係含めて、一概にそれがダメだということではないです。やっていかなければならないけど、その辺ちょっと割り振りしながら先ほど言うところのこの予算の流動化とは言いませんが、予算を組む時に各担当課の情報の共有なり情報の交換によ

ってその辺の小さな住民ニーズというものをきちんと拾ってあげることができるんじゃないかと。私はそういうような形の中でまち全体が町民の声をスムーズにスピーディーに要求に応えることができる町だというイメージアップにも繋がると思っていますので、その辺について1回地域のいろいろな声を拾い上げて、その辺で来年度の予算に向けてちょっと研究してみる価値があってもいいんじゃないかと思っておりますので、その辺について最後に2点目の質問として町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどちょっと答弁いたしましたが、大成町民センターにつきましては1階、2階にトイレがございまして、この両方とも男女洋式トイレでございますので、それは今それで十分かと言われるとそうでないかもしれませんが、ある程度対応できている。これらの抜本的な対策につきましては、この長寿命化でしっかりやらせていただくということでご理解いただきたいと思います。いずれにしましても予算の編成時には各課でのそうした課題、あるいは町民の皆さん方の要望なども十分勘案しながら予算編成にあたっているところでございますが、いずれにしましてもやはり予算にも財源にもいろいろ限界があるということから優先順位を決めながら今進めているところでございます。そういったことで住民の皆さんの要望をできるだけ予算に盛り込むように私達としても今後とも努力していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは3点目の質問に入らせていただきます。先に提出されました第2次せたな町総合計画の中で、行財政運営の指標についてお聞きしたいということで、質問をさせていただいています。第2次せたな町総合計画が策定され、次の10年間の基本的なまちづくりの構想が示されました。このことは、まちづくりにおいて大変心強いものと思っております。審議会の皆様の努力に改めて敬意を表するものでございます。議会にも報告されましたので、私も報告済ということでございますから責任はございますが、内容についてじっくりと見させていただいた中で幾つか注目する点がございまして、幾つかございますが1点、今後の行政、財政運営に係る指標について質問させていただきます。この総合計画において、町の基本的な考え方として持続可能な自治体経営を目指し、限られた財源で大きな効果を生み出す行政運営を進めると謳ってございます。ご案内のとおり普通交付税においては2012年から段階的に削減され、そのような中で限られた財源、その中で急激な高齢化と人口減、この行政運営は大変厳しいものがこれからもあると思っております。行財政運営の指標の中で財政調整基金残高、平成28年の16億9,800万を最終年度には19億6,900万、経常収支比率においては平成20年82.4%から80%以下へ持っていくという数値を示してございます。これは総合計画であり指標でありますからその数字を良い、悪いという判断にはなりません、しかし先ほど申し上げておおり、町の今置かれている現状、生産人口の数、将来的な事業所等を考えた時には、いくら指標とはいえあまりにも楽観的ではないかというような感じを私は持った訳でございます。それでこの指標を最終的にこの計画に上げるに当たって、この指標に対してどのような、指標というかこの総合

計画の中の行財政運営に対してどのような議論がなされて最終的にこういう形で盛り込まれたのか、わかる範囲というか、町長の基本的な考え方をここでお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

1点目の現総合計画に掲載されている財政調整基金につきましては、年度間の財源変動に備えて積立て、災害や経済変動、その他やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に充当される基金であります。2027年度の残高目標の推計方法については、策定年度、平成29年度であります。この前年度28年度に見込まれていた歳計余剰金の内、せたな町基金条例に従いその2分の1以上となる2億4,845万円を積み、また過去3年間の平均利率で10年間に発生する利息を加え、さらに取り崩しが無いよう毎年健全な財政運営を行う前提で推計したものでございます。

2つ目の経営収支比率につきましては、経常一般財源に対し経常支出の占める割合を基に、財政構造の弾力性を示したものであります。総務省から示されている適正とされる70から80%の比率でございますが、これが適正とされていることから総合計画策定時には、その基準を目標値として定めたところであります。合併直後平成19年度に92.4%の高い比率が出たものの財政非常事態宣言の下、定員適正化計画や事務事業の見直しなど、行財政改革により経常経費を削減してまいりました。これは町民や議員の皆さんと一丸となって推進したおかげで、本総合計画策定時には全道平均の90.3%を大きく下回る82.4%まで改善することができました。今後も経常経費の精査をしながら、持続的な町政の発展が可能なよう目標値に向けて行財政運営の推進に努めてまいります。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今の町長の答弁聞きますと、今までの数年間の経緯から最終的に出た結果を積み上げていって、こういう形でまず指標に表したというようなお話に聞こえましたが、この指標を作る段階で、じゃあ10年後の一般財源の大体の主な規模等を含めてきちんと議論されたのかどうか。10年後の財政規模では、どの程度の規模だとシミュレーションされたのか。また調べたところによりますと、この最終計画年度の生産人口、これはこの計画書の中で2,850人、これも大変厳しい現在より38%の減でございますが、しかしこれもいわゆる期待値を含めた数字の出し方ということで、実際にこうなるだろうと思われる総人口より500人ぐらい多いという形の数字の中で表している数字でございます。コーホート変化率何とかと言いますけど、こういう数字を使ってある程度削減をできるだけ緩和というか、あまり大きな数字にならないような形で出した数字のこれは最終的な生産人口でございます。これが2,850人なんです。だから実際はまだ少なくなる可能性がある。それから私はいろいろとこの10年間考えてございますが、これから嫌でも遂行していかなければならない行政の執行事業、病院体制の再構築とその改築、それからこれはさっきの財務省の説明会等でもございましたが、医療費の増加、公的負担1人当たりの医療費50万になるだろうという推定がなされてございます。これに対しても当然、町は負担を強いられることになるわけです。それから基盤整備を含めたこの2,080人余りに

対する生産人口に対する産業基盤の整備、これも継続的に続けていかなければならない作業でございます。

また今、手を付けてございませんが瀬棚区の水道事業の整備、これも大きな財源がかかる事業でございます。それから今まちづくり推進課を中心に議論しております地域交通ネットワーク体系の確立とそのシステムへの投資、それから総合体育施設等の改築、これはハードの面を中心に述べてますが少なくとも最低限これぐらいの事業を展開していかなければ町の継続としては大変難しいものがあるわけでございます。だからこの指標をどうこうではなくて、私が町長にお聞きしたいのは、これからの町のいろいろ行政執行して行くときに本当にこの財調をこの金額で残すということが町民のニーズに応えることになるのかどうか。私は今日良い機会ですからそういう議論をさせていただきます。これは総務等でも多分いろいろと議論なっていると思いますので、そこにダイナミックな形で、僕は財調自体がそんなある程度、無くなればいいでなくて、無くなってもきちっとこういうものを10年間で担保して対応して行かなかつたら、ふと気が付いた時に何もできない形の中で財調だけが今のレベルを保つことになったら、ちょっとまちづくり対して相反する面も出てきたら困ると思って質問してるわけでございますので、まずすぐには答えられないといえればそれまでですけど、10年後はどの程度の財政規模の中でどのような事業展開していったって、このような最終的な残高指標になっているのか。そのぐらいのことは私は大まかで結構ですけど町は持つてると思いますが、この際お聞きしておきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず財政調整基金の考え方ですが、先ほどお答えしましたこの年度間の財源変動に備えて積み立てをし、災害や経済変動、その他やむを得ない事由で財源不足が生じた年度に充当するという。これが基本でありますからこれがこの将来ともこの推計どおりに行くということについては、これはわからない話で、もし経済変動があればこれはこれからこの基金から繰り入れをして財政運営を図っていくことになると思いますので、どういう事態が想定されるか今の時点でわかりませんが、そういった場合に町民、町財政、町政に不安を抱かせないためにしっかりと積み立てをして、必要な時に使っていくというそういう考え方の基金であります。またそれぞれ町にはこれ以外にも基金がございますので、それらについても十分その目的に沿ってしっかりと財源として使うということを考えているところでございます。いずれにしましても、この2027年に向けて、これは今の段階では交付税がどうなるのかは当然想定されませんが、それに備えておくと、皆さん方の不安を安心に変えるためにもこういった基金をしっかりと積んでそういった場面に備えていくということで考えておるので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 町長、私前段でさっき言ったように生産人口それだけ減るんですよ。まさかこれが違うということではなくて、こういうデータの基にこの計画を立てているわけですよ。それであればもうそれは有事なんです、10年後は。大変な時代になるんです。ですから今近々から当町がやらなければならぬ事業をきちっと精査して、それで最低限10年後の財政規

模のシミュレーションくらい持ってないですかということで私はお聞きしたんです。今日でなければなくてもいいです。ただそういう整理を今からきちんとしておかないと、それはほかの基金で、それは財政基金だっていうけれども、事業をいろいろ展開していったらそういう中で、それじゃここに書いてあるとおり、さらなる事業選択とさらなる財源確保に努める。その具体的な方法とはまだこういう人口減の中で見出せるんですか。といった時に本当に基金残高が100億ということが町民のニーズあるいは町のニーズということからいって、それがベストであるしそういう形で上げてしまっているのかと私はそういう意味で質問してるわけです。ですから今日できなかったらできないで、ただ町の10年後をせめてこの場で質問されたらこんな感じの財政規模でこんな形で行くというようなものを持ってないと、私は議論にならなくなる場合もあると思いますので、その辺について今日明確に答弁できればいいですけど、できなかったらこれから10年後に向けての財政規模なり、それから事業の選択等、今わかる範囲の中でやはり議会にも基本的な考え方を定期的にやっぱりそういう形で示していかないと。ただ報告書、計画書ができた。この数字だよ。ほかの町民は、えって思いますよ。だけど現実はそのような生易しいものではないと私思いますし、この指標に関しては特に、ここに100億なくたって全部の形の中で、これ財調基金はわかりますよ。年度年度ごとの調整だというもの、それを積んでいく原資というのは一般会計の中で作りだす原資でございますから、その辺含めてこれからの10年後の町の形というのをきちんとシミュレーションして、その中で少なくとも5年後7年後ぐらいの財政規模と最低限の町民負担、それも含めて明確にしていくのは町長としての責任でないかと私は思いますので、その辺についての町長の考え方を明確にお聞きして3回目の質問を終わります。またもしデータ含めてそういうものを私達にも示すことができる、研究をするという気があるんでありましたら、その辺についての考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員おっしゃるように生産人口は減るということは紛れもない事実でございます。その時点でのまちづくりはどうかという議論であると思っておりますが、町は現在そうしたものを想定しながらコンパクトなまちづくりというものを進めて経常経費の削減、さらには生産人口は減るといいながらも、この一次産業の生産を落とさないというような方向で今産業振興策に力をいれて進めているところでもあります。またそのほかには税収を増やすということで、現在、この大型のウィンドファームの建設も進めているところでありまして、こうした税収増を狙うというそういった考え方もしております。いずれにしても町の全体予算の大きなウェイトを占めています交付税、これの動向が大きな鍵になると思っておりますが、これ将来どうなるかという部分につきましては、国の総枠がどういうふうに動くのかということになりますので、これはなかなか私達サイドでどのぐらいの数字になるということは、これは想定することができません。しかしながら全体としてこの町の財政規模は縮小するという考えでおります。そういう時点でも少なくとも町民の皆さんにはあまり支障をきたさないような、そうしたまちづくりを進めていかなければならない。行財政運営をしっかりと進めていかなければならないと考えていることから、このさまざまな基金についてもそうした準備のためにしっかりと確保していくということで、

現状考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 1時間が経過いたしました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

10番、大野一男議員。

○10番（大野一男君） 議長より質問の許可をいただきましたので、町長に1問質問させていただきます。

児童発達支援、療育の充実への取り組みについて所見をお伺いします。第3次せたな町障がい者計画（基本計画）平成29年度から平成32年度第5期せたな町障がい福祉計画、平成30年度から平成32年度が示されております。この計画書から児童発達支援に関し質問をさせていただきます。第5期せたな町障がい福祉計画では、第2部障がい福祉計画において、第1章障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保、向上に向けた環境整備を掲げ、第2章（4）障がい児支援の提供体制の整備、新たな項目については、国の基本方針として平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること。すべての市町村において保育所等、訪問支援を利用できる体制を構築すること。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業を各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること。平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。数値目標として、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保が付記されており、第4章では（1）障がい児ケア体制についての取り組みについてなどが示されております。

近年、療育への理解も深まり、その対象児童も年々増加の傾向にあると思います。児童発達支援の利用者は今後も増加すると予測されています。現在、療育に関わる児童発達支援、放課後等デイサービス事業、発達支援センター事業は、せたな町と今金町の共同設置による今金町こども発達支援センターきらきらクラブで行われています。そうした現状も踏まえて、提起されている諸課題に対する取り組みについて質問いたします。

町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員の質問にお答えをいたします。

せたな町では平成30年度から32年度までの3カ年間を計画期間とする第5期せたな町障がい福祉計画を策定し、障がいのある人の総合的な施策に取り組んでおります。その中で今年度か

ら障害者総合支援法等の一部改正により、障がい児支援ニーズのきめ細やか対応の重要性が掲げられ、国の基本指針が示されたところでもあります。これらを踏まえて当町における今後の取組みとしましては、障がい児支援サービスの提供体制、ケア体制の整備として新たに重症の心身障がい児のサービスの推進、さらに経管栄養や人工呼吸器などを行っているような、医療的ケア児と言われる障がい児が適切な支援を受けられるための体制確保として、町にコーディネーターを配置したうえで、保健、医療、福祉、保育、教育等の連携協議の場を設置しながら柔軟で重層的な支援を検討してまいります。また町内の発達に遅れがあるお子さんや障がい児は、今金町、せたな町の2町で行う保健福祉共同事業として運営しているこども発達支援センターきらきらクラブを主に利用しております。事業展開については、柔軟なケース対応のできる体制を確保できるよう、日々担当部門での協議を重ね両町連携で歩調をあわせ事業運営を図っております。今後におきましても、支援員の人材確保などに努め利用児や保護者の皆様が安心して利用できますように今金町と連携し、事業の更なる充実に努めて参りたいと考えておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。

今町長からこの3年間の実施計画に基づくさまざまな施策の執行について答弁をいただきました。そういうことも踏まえて再度質問をさせていただきます。

今日まで障がい者施策、政策の幾多の変遷を経て障がい者制度改革が進められ、障がい児支援の強化が図られてきております。こうした施策を踏襲しながらこのたび平成30年度から32年度を計画期間とする第5期せたな町障がい福祉計画が示されたところでもあります。これは今後3年間当町が実施する計画を示すものです。今、町長の答弁にもありましたが。そのことから児童発達支援、療育の充実について質問させていただいております。その主な視点は国、道、広域行政などが行なってきたさまざまな当該サービス事業をこれからは、なるべくできるだけ各自自治体、市町村単位が事業主体者となって取り組んでいく。そういう仕組みを構築し体制を確立していくことにあると思います。そしてこれからは障がい児支援のニーズの多様化を念頭に、今後この実施計画に沿って事業の推進が図られて行くことになると思います。その中で今出ましたせたな町と今金町の共同設置による今金町子ども発達支援センターきらきらクラブの運営について改めて質問させていただきます。この療育の施設は発足当時、旧4町、大成、瀬棚、北檜山、今金で協議の結果、今金町に設置と決まり、当分の間、今金町のはとしべつにありましたが、平成24年度に今金町で新しい施設を改修されて現状今そこで運営がなされております。療育に係わる児童発達支援放課後デイサービス事業、発達支援センター事業の基幹施設、事業主体者として運営されております。今後も共同の設置による事業推進を図っていくことになるだろうと思いますが、その前提となるのは今示されたせたな町における児童発達支援、療育に関する事業推進の取り組みを、この今金町子ども発達支援センターきらきらクラブの事業にも十分反映され、歩調を合わせた事業展開がなされるものでなければならないと思います。改めてきらきらクラブの運営について再度町長に所見をお伺いします。障がい児の乳幼児からの支援として認定こども園、保育園、学童保育所などでは現状必要に応じて支援員を配置し対応しているとお聞きしました。また小中

学校においては、特別支援学級を設け対応していただいております。幼児の入学、卒業、就業までの成長過程の中で関係者間の途切れない支援が必要であり、家族だけではなく母子保健、児童福祉、学校保健、医療等との役割分担が必要となります。こうした連携がスムーズに図られていくことが本事業を推進していくうえで必要不可欠であると考えます。そうした体制の整備、構築も念頭に事業の取り組みを推進していただきたいと思います。そして何よりもこうした事業は、人的要員の確保が必須であります。事業に必要な人材、人員の確保はしっかりと将来を見据えて図っていただきたいと考えますし、財源についてもより一層の対応をお願いしたいと思います。共同設置、今金子ども発達支援センターきらきらクラブの運営について事業推進に必要な不可欠な連携強化、人材、人員の確保、財源の確保について町長の所見を再度お伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず発達に遅れがあるお子さんや障がい児の方につきましては、今金町と共同設置しているきらきらクラブで現実対応しているところがございますが、これらについて今後とも充実できるようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。当然、保健医療、福祉、保育、教育これらの連携というのは議員おっしゃるとおり必要な部分でございますが、これらの連携協議をしっかり図る上でも、町にコーディネーターを配置して体制の確保を図りたいと考えております。これらについても実現、実行してまいりたいと思っております。それと財源の確保あるいは人材の確保、当然これは必要な部分であります。特に人員の確保につきましては、これはいつまでもその方がその仕事をされるということには当然ならない、いずれは退職したり、異動があったりということになりますので、それはできないことではあります。しかしそのことによって業務に支障を来すということであってはならないと思っております。そうしたことのないように今金町ともしっかり協議をしてまいりたいと思っております。また財源につきましては当然のことではあります。これらの事業を推進していく上で必要な財源につきましては、これからも確保してまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 9番、平澤等議員。

○9番（平澤 等君） ただ今ご指名いただきましたので、先に通告してあった質問1点、町長にお伺いいたします。

長期停電に係る電源確保対策について、去る9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震により北海道全域が停電となり、復旧に長時間を要する事となりました。一週間経った現在、今9月25日、ほぼ20日経ってますけども、いまだ物流は完全復旧となっておりません。さらに全道規模での節電対策の実施や状況によっては計画停電も余儀ないとされております。先ほど町長からの行政報告にもございましたが、せたな町においては48時間以内にほぼ全域が通電回復したものの、この間、町民の生活や経済や生産活動に大きな影響があり不安と損失が発生しております。予期できない天災とはいえ長期間の停電に対して町としての対応策が肝要と思っております。以下2点についてお伺いいたします。

①一般町民や独居高齢者などに対する生活支援対策についてどのように考えているか。②発電機導入については、農業等チャレンジについて平成29年度補助事業を展開されましたが、農業

のみに限らず漁業、商工業にも枠を広げ、また継続した複数年の補助対策が必要ではないか。

以上、質問いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平澤議員のご質問にお答えをいたします。

今回の地震により北海道全域で295万戸が長期間にわたる停電で、町内はもとより全道で住民生活や経済活動に大きな支障を来しました。ご質問の長期停電に係る電源確保対策についてでございますが、これほどの大停電に対し町民皆様が支障とならない電源確保は大変困難なことでありますことから、まずは北海道電力に対しまして今回の広域停電を教訓として、今後このようなことを未然に防止するように強く要請したところであります。

それでは1点目の一般町民や独居高齢者などに対する支援対策についてお答えをいたします。町は今回の停電対応といたしまして、防災行政無線による適宜の情報提供、役場本庁舎、各総合支所において携帯電話の充電場所の提供や町外からの安否確認等の問合せ等に対応をしたところであります。独居高齢者を含む要支援者に対しましては、6日早朝より安否確認を含む聞き取り調査の戸別訪問を保健福祉課、総合支所の担当職員及び民生委員で実施をし、その中で6日の夜には、避難要望のあった瀬棚区1世帯1名、北檜山区で1世帯1名を各区に避難所を開設して自主避難をさせております。また町立国保病院では、在宅酸素使用者の内、酸素の確保が困難な患者10名について、緊急入院させて患者の安全に努めたところでございます。

今後の停電対応策でございますが、これらの支援対策に加え幸い今回の停電では、上下水道の各施設での早急な発電機による電源の確保により上下水道の使用に大きな支障はありませんでしたが、今後におきましても各施設などで緊急時に必要な電源が確保できますように対策強化に努めてまいりたいと考えております。さらに町民皆様に対し災害に対する日々の備えや防災意識の向上を図る啓発活動を推進する考えでおります。また9月11日の北海道新聞朝刊でも紹介された大成区宮野町内会での独居高齢者に対する模範となる共助活動から、災害時における自助、共助の大切さを改めて痛感したところであり、このことを踏まえ町内における自主防災組織の組織率向上に向け、町内会に、組織結成に係るご協力、働きかけに努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問にお答えをいたします。発電機導入につきましては平成28年8月30日の台風10号の影響で長期間にわたる停電により、特に酪農業に大きな被害を受けましたことから、平成29年度農業等チャレンジ事業による町独自の補助事業を実施いたしました。今後におきましても、農業はもとより漁業、商工業を含め各業界団体などからご意見を頂き必要との要望があれば至急補助事業について検討したいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） ただ今町長から丁寧な回答いただきました。私もそのように実施されてくれば非常にありがたいんですが、今9月6日という時期は丁度過ぎしやすい時季ということで、一番心配されるのが夏の物凄い暑い時季、もしくは冬の非常に寒い中、そのときに電源がなくなったらどうなるんだろうということを考えた時に一抹の不安を感じたという点がこの質問の

動機でございます。独居老人の方について今の報告では合わせて2名が避難所にいたということでございますが、やはり今年は熱中症によって死亡されたことがマスコミで報道されております。当町においても暑い時季にどうしようもない。クーラーもしくは扇風機も回せないような状況の電気の無い中でお年寄りたちがどのように日常を過ごすのかということが心配されました。それからもう一つ冬期間の寒い中、その時にやはり暖房が確保できないという点になれば、多分電源がないということにおいて、長期間に渡るとなればやはり避難所に対する依存がかなり増えるのではないかと。そしてさらに心配されるのが積雪等の交通障害もあった場合、今回はある意味大きな不幸が厚真町で起きたんですが、その中でも一つの教訓になったんじゃないか。やはりあらゆる場合を想定した中で、こういう電源が無くなった場合に対応できる体制をしっかりとっておく必要があるんじゃないかということでございます。加えて一般町民という表現を私しました。やはり今回の電源が長期間ないということに関して、皆さんもそうですが冷凍庫、冷蔵庫この管理、維持に対して非常に細かな神経使ったのではなからうかと思うんです。わずかな時間であれば何とか持ちますが2日間に及ぶ停電となると冷蔵庫もしくは冷凍庫については使えない。先ほど町長の行政報告にございましたけども、商業者でさえその販売については維持ができないために廃棄せざるを得ないという状況が発生しました。やはり大事な食料の確保維持という点を考えて中では、一般家庭においてもやはり電源確保対策は何らかの取り組む必要が、もしくは先ほど町長が申されましたけども自助、共助ということでございます。そういった点でやはりそれぞれ町民一人一人ができること、また町としてやはり最大限の支援をしていくのが町としての使命でないかと思えます。その点についてよろしければもう一度答弁願いたいと思えます。

それから2点目でございます。発電機の導入について先ほど言いましたように、去年酪畜の方を中心に発電機の導入についての補助事業があり、申請者がそれなりにいたことは私も承知してございます。今回、良く考えた時に今水稻の収穫期の最盛期になりつつあるんです。乾燥機に粃を張り込んだ状態で、その状態でもし停電になった場合に、この酪農家は今29戸という表現でございまして、水稻農家は今人数は正確に把握してございませませんが、かなりな人数でございます。また集約して民間等についても大きな量の粃がもし張り込んだ状態で停電になった時に、その品物については、熱を発生し商品価値がまるっきり無くなってしまいます。そういった点で前回の畜産関係でなくて、農業者全体においても、水稻耕作者においても必要ではないか。またこれは畑作農家のハウス農家でございますが、ミニトマトを作ってる方が選果する場合に、やはり電源がなかったら選別機が機能しないという点で、そういったことについても時間的に余裕のある生産物であればいいんですが、やはり生鮮食品であれば電源確保が非常に必要だという点から考えてみれば、これは農業に限った場合でございまして、漁業者についても先ほど説明あったように製氷、それから鮮度を保つ、そしてまた商業者においても商品の維持管理こういった点についても電源の確保対策が非常に大事な問題になってくる。福祉関係については先ほど私以外の議員の方の質問に対しても答えられてございましたから、その点についてもしっかりしていただきたいんですが、私の今回の場合については、こういった商業関係に携わるは町の基幹産業に伴う方たちのためにこういった補助事業対策を、先ほど町長は要請が来たらやりますよということで

ございますが、私としてはこのように対応しますので希望者は来てくださいというほうがずっとやさしいのではないかと思います。そういった意味で町としても前向きな姿勢でこういう停電対策に臨んでいるんだという姿勢をこの場で示していただきたいと思います。

以上2回目の質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。まず議員おっしゃいますように今回の時季的なこともございまして、冬あるいは猛暑の夏の発生であればどうかということでもございましたが、いろいろな条件下でこの災害についてどう対応するかということは、しっかりこれから検討をしていかなければならないと。それらに対応していかなければならないと。それらにどうするかという課題について研究していかなければならないと思っております。いずれにしましても、今回もそうでしたがあらゆる災害についてもそうなんですが、公助だけではなかなか十分対応するにはなかなか難しいと考えておりますので、自助、共助という部分についてもしっかりできるような仕組みを作っていかなければならないものと考えているところでございます。それから非常電源の確保でございますが、今回を教訓としまして農家はもちろんですが、事業者におきましてもこれから自衛策をどうするかということがそれぞれ考えられていることと思っております。町としましても各農協、漁協始め各団体につきまして、その辺の要望について相談をさせていただいているところでありますので、決して受け身になって、来るのを待っているということではなくて、こちらから団体に話を持ちかけて、その要望の有無等について調査中ということでもございますので、これらを踏まえて積極的に支援をしてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 次に7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） 議長より発言のお許しがありましたので、先に通告してありました質問を町長にひとつさせていただきたいと思っております。

その前にこの度震度7という胆振東部地震におきまして被災され、お亡くなりになられた皆様には心からご冥福をお祈りいたします。また被災された方々にはお見舞い申し上げますとともに、1日でも早い復興を期待しております。

早速それでは質問に入らせていただきます。まず質問事項の件でひとつ訂正できればの話ですけれどもお願いいたします。介護保険制度以外の補助制度についてという質問事項でございます。これを介護保険制度に認定された方以外の補助制度についてということに変えてよろしいでしょうか。ひとつよろしく願いいたします。

介護保険制度により認定を受けたお年寄りには、バリアフリーなど家の改築などに対し補助を受けることができます。しかし介護認定を受けていない方、特に年齢が高齢になりましたけども、そういう対象にならないお年寄り方に対する手すりやスロープなどを付けても補助される制度がございません。元気で活力ある生活ができ、ケガなどの予防をし、健康寿命を延ばせるように町独自で介護予防の観点から補助制度を創設していただきたいですが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大湯議員のご質問にお答えします。

介護保険制度における住宅改修は、膝や腰の疾患や転倒による骨折などにより日常生活を送る上で不安を抱える方に対し、要支援、要介護認定を受け住宅改修の必要性を判断し、手すりの取り付けや段差の解消などの改修を行うもので支給限度額を20万円とし、本人の一部負担を除いた費用を介護保険で支給するものであります。平成29年度の実績では、支給件数が44件、改修内容としては手すりの設置、段差の解消、床材の変更となっております。議員と同様に町としましても、介護予防に重点を置いたサービスの展開は必要であるものと認識をしており、今年度からスタートしたせたな町高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画においても介護予防の取組みを重要施策と捉え、地域包括支援センターを中心として転倒予防教室や介護予防研修会などの各種事業を展開し、転倒や骨折を防ぐ体力づくりを進めてきているところです。日常生活において歩行等に不安を抱える方については、地域包括支援センターに相談の上、介護保険の要介護認定申請をしていただきたいと思います。また要介護認定において非該当と判定された方については、転倒しないための住環境のアドバイスや骨粗鬆症予防の食事や運動の指導など、きめ細かな相談業務も行っております。以上のことから現時点では介護保険制度以外の住宅改修に係る補助制度創設の考えはございませんが、今後も引き続き現在取り組んでいる介護予防事業の更なる推進に加え、必要な対策を検討して参りたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長からの的確なアドバイスをさせていただきたいということでもありますけれども、実際にアドバイスと言ってもそれは特に体が弱ってきてるような自分で自分の体を動かさない、これから大変だという方々にアドバイスするようなことになるのかと私は考えております。私はその前のことを考えています。それはケガをしないようにあるいは寝たきりにならないための元気なお年寄りのための補助、これは1割でもいい、2割でもいい町の財政も大変であることはわかりますけれども、そういうふうにならなくても70、80、90になってもそういう介護認定の対象外の方々が、先々そういうことにならないための補助、今までですと1割自己負担だとかとございますけれども、そういうことにならないようなことで町からの補助ができればいいかと思っております。そして私は思っています。最後にちょっと不適切な言葉と言われても仕方ありませんが、最後にピンピンコロリと長期入院しない、あまり周りに世話にならない人生の終わり方への手助けをせたな町独自で、できる政策をお願いしたいと考えております。

町長もう一度答弁お願いいたしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 介護保険制度によって住宅改修がなされる方、これは認定を受けられた方となります。必要な方には十分この制度で対応できているということは、ご理解いただけたと思います。議員ご質問のそれ以外の方のことだと思っておりますが、現在介護予防の取り組みで最も重要なことは、本人のできることに、自立した生活を妨げないことだと言われております。手すりや

スロープなどを取り付けて、障害すなわちバリアを取り除くことが本当に本人のためになるかということの話でございますが、本人にとって楽で安心だということはあると思いますが、逆に要介護状態への移行を早めるということになると言われております。例えば手すりに頼らず捕まらないで立ち上げることは大腿部の筋肉が鍛えられ、転倒に対して強い体づくりに繋がるということでございますし、また室内に段差がある場合には転倒に注意しながら生活をするということで注意力や反射神経を保つことに繋がると言われております。日常生活の中で自然に介護予防の取り組みを実践しているということが大事だとなっております。そのためにバリアフリーは適切な判断が必要だということでございますので、これは包括支援センターでいつでも相談を受けておりますので、ぜひそういう方がおられましたら相談をしていただければ適切な方向で解決できるものと思っておりますので、ぜひそういうことでお願いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長は包括センターに行って支援を受けられない町民が行ったら対応をしていただけるような答弁でございましたけれども、それでよろしいでしょうか。結果はともあれ。そういうときには相談に乗りますよとことでよろしいでしょうか。はい、わかりました。

○議長（菅原義幸君） 町長、答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 最初にもお答えしましたように、町ではこうした住宅の改修のほか介護予防のさまざまな事業を行なっております。いわゆる介護状態に必要な状態にならないようにという事業でございます。先ほども言いましたがさまざまなアドバイス、あるいは食事や運動の指導といったきめ細やかな事業も推進しておりますので、これらについて十分対応できるかと思っております。それでも対応できないということがございましたら、それはまた別な形で包括支援センターの中で解決していただけたらと思っておりますので、どうぞいつでもご相談をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

これから昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第6 請願第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、請願第1号せたな町福祉バス導入に関する請願についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10番（大野一男君） 平成30年3月30日、第1回せたな町議会定例会において、常任委員会に付託された請願第1号の審査結果、当委員会は本請願を採択の上、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定しましたので報告いたします。

○議長（菅原義幸君） 報告が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 前回は請願の扱いのことでこの場で確認させていただいたんですが、再度、今回今委員長から採択されたという報告なんですが、総務常任委員会の中で、ようは町側に地域の要望がこれを見ると要望回数、バスがないからは要望に応えないんだと、ただバスを買ってくれということですが、町としての対応はその要望を受けて民間のバスの事業所と連絡取りながら対応できると私としては伺ったんですが、その辺は常任委員会の中で町とのやりとり何かあればお伝えいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 質問にお答えします。前回同じ請願のことで常任委員会の報告をさせていただきました。その時には、いわゆる利用回数等々、利便性についても質疑をしたということについては皆さんに報告してありますが、その点も含めてもう一度請願いただいた福祉団体等々の間でいろいろお話をさせていただいて、報告ではやはりしっかりバスを導入していただくことによって、私たちの望む事業の改善が図られるんだということでありましたので、バス導入について改めて委員会で採択して今日報告している状況です。それから今の石原議員の問題の件ですが、これは課題として議論の中で出されたことですので、今後しっかり町と協議をしながらそのことについても進めていかなければならないことだと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 前回はほかの議員の方からも出てたと思うんですが、バスを町で導入しないと地域の要望に答えていけないから買ってくれっていう趣旨でその時は提案されたと思うんですが、町側は民間の事業所と連携しながら地域の要望に答えていきたいと。バスは買わないという話も前から聞いていたので、その辺の話も常任委員会でされたのか、あとは町に対してそういう趣旨も含めて今回常任委員会で採決されたのか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 今石原議員の質問の中に具体的な内容のことがあったと思いますが、町がバス購入についてどう考えているか。あるいは今の事業主体をどのように進めていくかということについては、この議論の中でいろいろやりとりをさせていただきましたが、最終的に委員会の方向性としては、今私が述べましたようにバスを導入することで請願者の願意を叶えていきたいということですので採択をしたということです。残余の課題については、今後町としっかり協議をしていかなければならないという認識でおります。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 地域からこういう請願として出されたということは、いままでその各種団体が自ら行う事業に対して町に要請をしても、なかなか自分方の要望に応えられない。その理

由はバスが無いからだろうと。だから導入してくださいということで請願出されました。常任会で採択されたというのも十分そこは理解できます。ただその各種団体が今の状況だと、各団体がその不備があるままバスが導入されないうちは、そういう各団体のその事業に影響があるままなのか。その不備に対して常任委員会の中で町側からその不備に対しての対応していきますという答えもない中での請願なのか。最後にそこだけ確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） いわゆる利用等々のさまざまな制約の中で今事業運行がされているということで、利用者自体もその辺の不便を感じているというのは請願の中にもありました。そのことについては先ほど来繰り返しのようになりますが、大きな課題として今後所管でもしっかりと議論をして前に進めていきたいと思っております。現状利用者がどのような形でその事業の推移がなされているかということについては、まだ把握してませんが、町の姿勢としてはそういう状況にも今の制度の中でしっかりと対応していけるというお答えはいただいておりますので、そのようなことで調整が進んでいるというふうに…

今の現行の中で対応させていただいてるというお話でした。ですからそれはそれとして現状の施策の中ですから、そのように認識しておりますが、やはり請願者である福祉団体はバス購入によって、この事業の推進を図っていただきたいということが願意ですので、その方向で私たちは採択をしているということです。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかに質疑ございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） この件の問題については私前回もちょっと聞いたんですけども、これを見ますと重複などで福祉バスの確保が非常に難しい状況にある。これはわかります。だから難しい状況にあるから買ってくださいということだと思っておりますけども、ただ前回はこの難しい状況の中でも町としては、きちんと対応できますよという話もあったので、その対応できるにもかかわらずバスを購入するという考えなのか。あわせて要するに今の状況であれば、重複などによって福祉バスの利用ができないので購入したいというのか。この辺のことだけちょっときちんと説明してもらいたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 請願を出されている5団体の願意はあくまでも福祉バス1台を導入していただきますよう、それによって自分たちのさまざまな事業の改善を図られるということで、そのことに私はその願意を尊重して採択という結論を出しました。現状をそういう事業がきちんと進んでるかということについては、やはり請願者についてはバス1台を購入することによる利便性が図られることが一番の願意であるというふうに受け止めております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 当然、今の委員長の話ではバスの購入を目的として、この請願を受けたということでございますので、それはそれとしてこの請願は、私は別に反対するものではないん

ですけれども、ただ町としては今の状況でも、もし要望があればその要望に対しては答えていきますよという話が前の時にあったと思うんですけれども、その辺請願を出してくれた人方に、もしそういう町が対応できますよと言った場合はどうなんですかということも含めて、やはりきちんと議論したのかどうか、そこだけお知らせください。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 前回の報告のときに議員皆さんからさまざまなご指摘をいただきました。そのことについて整理をさせていただきます、請願者5団体に対して総務厚生常任委員会で話されている内容、今のバスの利用改善等についても話されてますよと。こういう方向性がありますということも含めて請願者ともう一度話をさせていただきました。その回答は、やはりそれはそうだけれども、私たちとしては福祉バス1台をきちんと購入して導入していただいて、事業の改善を図っていただきたいという強い意向がまた示されたということでもありますので、その意向に沿って本日採択という結論で皆さんにお示しをしたということでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 委員会が2回に渡って再度議論をしてこういう結論を出したことにしましては、その作業について尊重しますし、この請願自体があとは町がどのように受け取るかという形の中で、事業展開がなされるのか分かりませんが、ただ前にも言いましたようにそれと同時にこの事務事業の見直しの中で交通体系、今は調査も含めて作業が、今各地で聞き取り調査を含めて進んでる段階でございます。確かそうですね。私は前に言いましたけどそういうきちんとした体系の方向性も含めた中でバスの購入というのも、しばらくの間は今の町の言う対応策中でやっていながら、本当にそういう形の体系のシミュレーションができたときに再度その購入というのが一番、私はいいい方向だと前にも言った経緯でございます。その辺につきましてそっちの角度からの話は全然ないんですが、ただ各団体がバスを買う。バス自体の個体を買うのはいいですけど、この運営から事業に含めた中でどういう形でいくかとなるとやっぱり町も相当の覚悟いる事業になると思うんです。長い時間使うものですからコストもかかります。それでまたほかの地区のバスにおいては、もしかしたらあるときにいろいろな経済団体含めて寄附されるということも含めた中運用するといろいろな形の使い方もあると思います。ですからこの請願自体、最終的にたどりついた事に関してはこの場で反対するものではございませんが、ただ町と委員会側がその辺を含めたきちんとした議論を詰めていって、ただバスを買うというだけの話で進むということは、私はちょっと危険かと思うのでその辺について十分な検討と議論をさらに深めていって、一つの形を作っていただきたいと思います。委員長にお尋ねいたします。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 真柄議員の質問にお答えします。前回も公共交通体系との兼ね合いの整合性について問われました。この間、総務厚生常任委員会では、この公共交通体系について実証実験に入るという報告もいただいております。そういう背景の下に、やはりバス運行について全体の構想というものの中に、いろいろ組入れられていく話だろうと思いますので、それはそれと

してきちんと課題として整理しながら、今後議論をしていかなきゃならんというふうに思いますので、今の真柄議員の提言に対しては総務厚生常任委員会もそうですが、議会全体としてしっかり議論していく対象案件だと思います。今回は私ども送付しましたが、その処理の経過及び結果の報告を町に請求しておりますので、都度町からそれなりの回答をいただけるものだと思っております。その都度、今の議論も含めていろいろやりとりがあるということは想定しておりますが、今の段階では採択ということで結論出しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 質疑ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、請願第1号せたな町福祉バス導入に関する請願は、委員長報告どおり決しました。ただいま採択された請願は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

◎日程第7 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第1号平成30年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5,800万8,000円を追加し、予算総額を95億8,244万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、大成総合支所の小型トラックの更新、寄附に伴うスポーツと文化振興基金への積み立て、農業チャレンジ等支援事業補助金の追加、せたな雅荘運営事業助成金、旧北檜山保育所改修工事、林道専用道宮野丸山線開設工事の追加、瀬棚港新港道路路肩改修工事、町民体育館軒天改修工事のほか、行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

それで内容の説明の前に大変申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。議案書の7ページ事項別明細書でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、次に5節教育費補助金とございますが、この5を4に訂正をお願いをいたします。これ

に伴いまして補足説明資料の1ページでございますが、2段目、13款国庫支出金とございますが、ここの5節を4節に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。

それでは内容についてご説明を申し上げます。お手元の平成30年度せたな町一般会計補正予算第4号補足資料で、補正予算の内容を説明申し上げます。事前に配布してございますのでお目通しをいただいていると思いますので、主な歳出歳入につきまして説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。補足資料は2ページ、議案書では10ページからでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費324万9,000円の追加でございます。18節備品購入費、小型トラック1台353万7,000円の補正をお願いするもので、大成総合支所トラックの更新でございます。6目基金管理費では100万円の追加でございます。戸田中央医科グループ会長、中村隆俊氏からいただきました寄附金100万円をスポーツと文化振興基金積立金に積立てるものでございます。13目地方創生推進交付金事業費におきましては500万5,000円の追加であります。事業量の増に伴い農業チャレンジ等支援事業補助金491万8,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして議案書では11ページから12ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、3節老人福祉費は1,013万7,000円の追加でございます。せたな雅荘運営事業助成金1,013万7,000円につきましては、介護報酬減に伴う前年度減収分の補填として補正をお願いするものでございます。5目障害者福祉費では1,357万7,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料におきまして、障害者自立支援給付費等国道費負担金返還金などでございまして、前年度分の返還金でございます。6目福祉施設管理費713万7,000円の追加でございます。15節工事請負費、旧北檜山保育所改修工事は北檜山総合福祉センターが移転することに伴いまして補正をお願いするものでございます。なおこの事業につきましては、地域づくり総合交付金対象事業でございます。2項児童福祉費、5目子育て支援費では192万3,000円の追加でございます。13節委託料、子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査業務189万円は、当該計画の策定に伴いまして補正をお願いするものでございます。

次に補足資料3ページ、議案書では12ページから13ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費39万6,000円の減額でございます。28節繰出金におきまして大成診療所職員住宅ブロック塀改修に伴うもの、それから病院事業会計繰出金86万4,000円の追加でございます。7目保健施設管理費において116万7,000円の追加でございます。腐食に伴います大成歯科診療所医師住宅屋根葺替工事の補正をお願いするものでございます。

次に補足資料は3ページから4ページでございます。議案書におきましては13ページから14ページでございます。6款農林業水産業費、1項農業費、4目畜産業費391万5,000円の追加でございます。これは配置転換となりました地域おこし協力隊の報酬などを6目農業センター費から科目振替えをしたことに伴うものでございます。

次に議案書では15ページでございます。2項林業費、4目町有林維持管理費は305万4,000円の追加であります。15節工事請負費、林業専用道宮野丸山線開設工事の設計変更に伴

う増額分の補正をお願いするものであります。

続きまして補足資料4ページ、議案書では16ページでございます。8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費におきましては255万6,000円の追加であります。15節工事請負費、瀬棚港新港道路路肩補修工事、浸食防止のため路肩の補修工事の補正をお願いするものでございます。7項住宅費、1目住宅管理費110万円の追加でございます。大成区町営住宅の温水器漏水修繕の補正をお願いするものでございます。

9款1項1目共に消防費は316万円の追加でございます。檜山広域行政組合消防費負担金として、タンク車修繕、重機借上料に伴う消防署経費分182万3,000円、積載小型ポンプ修繕に伴う消防団経費分12万7,000円、消防待機宿舎内部改修事業に伴う消防施設経費分121万円の補正をお願いするものでございます。なお別冊で配布してございます檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でその内容を説明してございます。

続きまして補足資料5ページ、議案書では17ページになります。10款教育費、3項中学校費、3目学校施設整備費65万9,000円の追加となります。動作不良状態のガス警報設備などの改修として大成中学校ガス警報設備等改修工事の補正をお願いするものでございます。5項保健体育費、2目体育施設管理費297万円の追加でございます。議案書では18ページでございます。11節需用費、修繕料129万6,000円は真駒内球場表土補充転圧修繕に伴うもの、また15節工事請負費は町民体育館軒天改修工事について老朽化による軒天剥落に伴うものとしてそれぞれ補正をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、戻りまして補足資料の1ページ、議案書では7ページから9ページでございます。12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料255万6,000円の追加につきましては、港湾使用の増に伴うもので港湾管理費に充当をいたします。

14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金330万円の追加は、地域づくり交付金の精査、また旧北檜山保育所改修工事の追加でございます。4目農林水産業費道補助金380万6,000円の追加でございますが、主なものは2節林業費補助金、林業専用道開設事業補助金300万円で、林業専用道宮野丸山線開設工事に充当をいたします。

16款1項共に寄附金、2目一般寄附金100万円の追加は戸田中央医科グループ会長、中村隆俊氏からのご寄附でございまして、スポーツと文化振興基金に積み立てます。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目産業振興基金繰入金491万8,000円の追加でございますが、これは農業チャレンジ等支援事業補助金に充当でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 補足資料の2ページ、民生費の雅荘運営事業の助成金に関連して町長にお聞きしたいと思います。雅荘は恵福会で、町から最近はなんか付託をされたという使い方をしているようなんですが、町長すでに承知のとおり雅荘の運営自体、要は今回1,000万何がしか

の補助金が出てますが、そういう問題ではないんだと。マンパワーが確保できない事によって、入居者も満床にはなっていないということが最大の理由。それで確かに要望書のほうでも赤字補填のほうの要請してますが、要は雅荘の運営自体、大前提になるマンパワーが確保できないということで、町長に対して早期に方向性の結論を出してくださいというような話も再三に渡ってると私も伺ってます。今回1,000万ですが常任委員会の資料見ますと見込みで4,000数百万の今年度の赤字も見込まれると。今までの積算された赤字も今後もそれは改善される見通しがないと。雅荘の運営について町長今後、今の段階でどのような判断で恵福会と話をされてるのか。今の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは答弁申し上げます。この雅荘につきましてはご承知のとおり平成22年議員皆さんによりまして先進地視察をしたというようなことで、その後ご寄附をいただいた檜崎医院の有効利用ということで雅荘の開設に至ったわけでございます。その際、町から社会福祉法人北檜山恵福会に運営をお願いすると、こういった経緯でここまで来てるわけでございますけれども、昨年度平成29年度におきましては満床状態でございます。満床状態なんですけど1月から若干2名ほど空きベッドが出たわけですが、そういう状態の中で、満床状態の中で1,000万の赤字が出たということにつきましては、この大きな要因につきましては平成27年度に行われました介護保険の減額改正が一つございます。それと平成30年度に入りまして、先ほど石原議員がおっしゃいましたように看護師の不足それから介護福祉職員の充足がなかなかままならないというようなことで、入所者を入れるということもできなかったというようなことがございましたけれども、そういった中で、本体のきたひやま荘と雅荘との間で職員のやりくりをしながら何とかやってきたわけですが、どういたしましても職員の確保ができないというような状況が続いている中で、入所者の方々もお亡くなりになりまして減っていたということでございます。待機者も当然おられるわけですが、待機者にお声掛けをしても、申し込みはしているけれども、今すぐ入所にはならないというようなことで、結果的に空きベッドが相当出ているといるような状況でございます。それは総務厚生常任委員会の資料の中でもご理解をいただけたらと思っております。町といたしましてはこの恵福会の意向を十分に尊重しながら、雅荘の運営に当たっていきたいというところでございますが、29年度につきましてはそういったことで1,000万の赤字ということでございますので、これは雅荘の設置の経緯からいきましても、町として財政補填をお願いしたいということでございます。今後につきましては、繰り返しになりますけれども、総務厚生常任会の中で配付いたしました資料では相当な赤字が見込まれるということでございますから、これは早急に社会福祉法人恵福会と協議をしながらこの法人の意向を十分尊重しながら協議を進めてまいりたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 当初の設置された経緯、議会で承認されたということですが、確かに状

況としてはそうです。ただ管内でもこの小規模特老をかかるとはいかかかっていう話も当初あった。私は当時は議会にいませんでした。議会の中でもそういう意見が今いらっしゃる細川議員から出てたのも、私はそのモニターでしたが拝見してました。確かに恵福会も請け負った当時はそれなりにやるぞという意気込みもあったというふうにも聞いてます。確かにその管内でもいろいろ出てますが、例えば介護職員の処遇改善交付金などにも皆さんいち早く取り組んでいたのに、取り組んでない唯一の施設かという話も聞いてました。確かにその企業としてどうなんだという批判も今もあります。でもここにきて入居者の家族含めて先々不安の状況、というのは町長の考えがはっきりしないっていう。瀬棚区で、雅荘もう入居者きたひやま荘に引っ越すんでしょという極端な噂にまでなってしまうてんです。恵福会の経営陣はもちろんかなり不安も抱えていますし、憤りも覚えておると聞いてます。今副町長から説明がありました。確かに経緯も経過もあると思います。でもここにきて要は恵福会の存続が危ぶまれるような状況だというふうにしかなんて自分捉えてない情報しか今ないんです。ここにきて町長ね、いち早く結論をとという話になってるようなので、その1,000万補填どうのこうの、お金の問題じゃないよという話まで耳に入りますので、今ここでということではないです。先々その今年度の赤字補填も含めて次年度以降の入居者の家族も含めて安心を守るという意味で、町長早期の決断を判断していただきたいと思いますが、今の段階での町長の考えをお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 雅荘の経過につきましては今副町長から答弁させていただいたとおりでございます。大変厳しい状況にあるという報告は恵福会からもいただいております。したがって町でお手伝いできる分については、これからも積極的にお手伝いをさせていただくということはもちろんのことです。経営そのものは恵福会が経営しておられるということでございますので、これは恵福会の方針を尊重して行くということになるものと思っております。いずれにしてもこの入所されている皆さん、またはそれを含めたご家族の皆さん方に不安を与えることの無いようにこれからもこの問題の解決に向けて進めていかなければならないと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 町長これ資料で要請書なんじゃないかね。その今町長お手伝いっていう言葉使ってますが、この要請書の中にも今後の施設の存続の有無を含めた方向性を示してください。何とぞ町としての考えを早期にお示しいただけますようにっていうことになっているわけです。確かに経緯も経過も認識します。今のその経営状況も恵福会で経営しているのも十分理解しています。でもそういう状況ではないということを再三にわたって町側にその要請があるわけじゃないですか。お手伝いということではないと思います。早期に町長の今後の雅荘の方向性をきちんとお示しいただきたいと思いますが、再度今の考えをお聞かせください。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 恵福会の経営につきましては社会福祉法人の経営ということですので、その経営の方向については当然社会福祉法人が定めるものと、決定するものと感じており

3, 000万も含めてきちんと対応してやらなければならないと思うし、一般質問で真柄議員からも話があったように、ある程度の基金があるんではあればそういう基金を崩してでもやはり町が立ち上げた施設でございますので、きちんと町が責任を持ってその対応はぜひしてもらいたいと思いますけども、町長の考え方はどうですか。

○議長（菅原義幸君） 町長の考え方を聞かれています。

町長。

○町長（高橋貞光君） この1, 013万7, 000円につきましては、これは29年度の決算のマイナス部分ということで、これは介護保険の減額改正に伴うものということでございまして、この部分については、きちんと支援をしていかなければならないと思っております。これはご理解いただけるものと思います。

その次の雅荘の関係であります。私も時間をかけているような状況にはないと思っております。したがって恵福会の意向を尊重させていただくということで今詰めの作業を進めていこうと思っております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 雅荘の考え方を尊重するといいますけれども、ここに総務委員会で出された資料にきちんと出てまして、もうやっていけないということをはっきり町にこれ出しているんじゃないですか。それであればそのとおり、じゃ町は継続するなら継続すると、しないならしないで止めますとか、それを判断するのが町長じゃないですか。恵福会が判断することと私は違うと思えます。町が作った施設ですからやはり恵福会のこのできないよということに対しては、町がじゃ閉めるなら閉めるとかという方向性をもう出さないとならない時期じゃないですか。これ本当に何か月も話合いと言いますが、ほっておくんですか。私はもうそういう時期でもないし、きちんとやっぱり方向性を示していかなければならないということなので、町長その辺いつ頃まで出せるんですか。その辺考え方お知らせください。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この施設は町それからこの国道の補助金も入っております。恵福会が整備をした施設ということでございます。したがって町の施設ではございません。もう一つは、この経営も恵福会ということでございますので、これは町も一生懸命いろいろな意味で協力、支援をさせていただいているところでございますが、そういった関係から経営主体である恵福会が、経営の方向性を判断するということになりますので、それは先ほど申し上げましたように町としましても、その方向を尊重をさせていただきたいと先ほどから申し上げているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） あの施設は町の施設ではないんですか。恵福会の施設で建物も恵福会ということでよろしいんですか。そこだけちょっと質問する前に確認だけしておきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 雅荘の整備につきましては当初事業主体は町でございました。とこ

ろが補助金の関係で事業主体を社会福祉法人恵福会ということに変更になってございます。ただ建物は町でございますので、建物を無償貸与もしくは無償譲渡だったと思いますけども、そういったことになってございます。それで社会福祉法人恵福会が実施設計、整備工事を発注するんですという、こういう流れできているところでございます。当初は町が整備工事を施工するというようなことでもございましたけれども、補助金が交付にならないというようなことから事業主体が恵福会になったというこういう流れでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 補助金の関係でたまたまそういうふうにしたと言うけれど、実質は町でしょ。じゃもう町は関係ないんですか。恵福会のことだから町は一切関係ないというのであれば、これらの要求されてるものについては、じゃ町は全然補填する気はさらさらないという考えでよろしいんですか。この3,000万円と、当初出したこの3,000万円についてもここに出ますよね。そういうものも一切恵福会でやっていることですから町としては一切そういうものには関係ないという考えでいいんですか。そこをちょっと確認してください。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず3,000万円につきましては、恵福会の中での資金融通というふうにご理解をいただきたいと思います。この本体から雅荘に、そういうことでございます。それから今要請が来てるのは、まず平成29年度の赤字分の補填をしてください。これは設置の経緯等々の中でこういうお願いでございます。それから30年度につきましても配付資料の中にごございますように4,000万強くらいの赤字になってますけれども、これにつきましても先ほどからご質問いただいているように、町と雅荘が協議をしまして早急に答えを出さなければならないのではないかとこのところでもございまして、町長も答弁してございますように恵福会の意向を十分尊重してまいりたいということでございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 3回になってますが、今の答弁でおそらく納得できないんだろうと思うんです。質問に答えてませんからね。そう意味で4回目許します。

○1番（細川伸男君） 雅荘の位置付けとしては、ようするに恵福会の経営している状況なものだから町はそういう経営はしてませんと。町は経営していないというよりも、町はあくまでも先ほど聞いたら譲渡しているという話ですね。きちんと譲渡しているかどうか私はわかりませんが、先ほどの話を聞いていると全部譲渡はしてないような、してるような、はっきり住所から何から全部変わって、恵福会の名前になってるかどうか私はわかりませんが、副町長の話では恵福会が無償譲渡しているような話ですから、その辺最後に確認しておくのと、それと要するに運転資金として3,000万円借りているんです。それで雅荘と恵福会といろいろ協議してやりたいという話なんですけども、協議してもおそらくこの累積赤字の2,000万、それと運転資金の3,000万、この辺のこともきちんと協議して穴埋めするなりなんなりしないと、おそらく本体まで行っちゃうのかというふうには私は思いますので、それこそ今副町長、町長言うように運営主体が雅荘だということであれば、これこの辺のことが総務でいろいろ協議をなさっ

てはいますけれども、私たちこれを見ていってもそれこそ運営者が町ではなくて雅荘だと。全部雅荘がやってることで町はそれに対して、できるだけ支援はするよという考えであればちょっとこれからも私たちも調べないとならない問題もあるんだけど、私はそういうふうに理解してなかったものですから、雅荘はあくまでも先ほど言ったように町が最初はきちっと管理したんだと。要するにあそこ無償で引き受けて、そして改築したんですから、その時には雅荘と協議して、いろいろやったとは思いますが、総務委員会の中ではそういう話はきちっと事業主体がどこで、建物については、例えば今言ったように雅荘のものなのか、恵福会のものなのか。町のものなのか。それに合わせてこういう欠損を出してきた時に、じゃ町がどうするんだということを、きちんと総務委員会の中で皆さんに町の考え方、状況そういう施設の管理、施設の物体に土地も含めてそれがどうなってるか総務委員会にちゃんと報告しているとは思いますが、その辺もし報告していなければ、私はちょっと問題あるのかなと思いますけども、その辺を聞いて終わりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。まず建物の件ですけれども、今手元に平成22年4月30日の第4回議会の全協の資料を持ってるわけですが、その中で建物につきましては無償貸与もしくは無償譲渡するということで、土地につきましては無償貸与ということでございます。それで無償貸与、無償譲渡いずれにしても議会の議決が必要ですよということなので、当時建物につきましては無償譲渡ということで議決をいただいていたということでございます。まずそこ1点よろしいですね。

○議長（菅原義幸君） その無償譲渡というのはどこがどこに譲渡したんですか。

○副町長（佐々木正則君） 町から恵福会です。

○議長（菅原義幸君） 契約書あるの。

○副町長（佐々木正則君） 今は持ってませんけれども。

○議長（菅原義幸君） 登記上も明確なんですか。

○1番（細川伸男君） 登記してあるんでしょ。譲渡するということは登記してなかったら譲渡にならないもん。だからそれを出してくださいって言うんです。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時11分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 答弁申し上げます。所有権移転の関係でございますけれども、平成24年3月16日、この日をもって建物を町から社会福祉法人恵福会に移転をしてございま

す。所有権移転と、登記の目的ということで移転をしてございます。まず所有権移転の関係はそういうことでございます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） もう1点の町がどう判断するのかということでございますが、それにつきましては恵福会からいただきましたこの資料の中にですね、介護報酬だけでこの経営するのは困難と、黒字に転ずる方策を見出すのは事実上困難ということで判断をしているということでございます。こうしたことを受けまして町としましては9月4日の総務厚生常任委員会でもお示しをいたしました。こうした恵福会の意向を尊重するという形で、今回この施設については休止、休止という扱いにさせていただきたいと。その理由は先に言った話であります。そういうことでなんとかこの恵福会の経営に与える影響を最小限にするという。

○1番（細川伸男君） もう一回、なんて言っているのか。

○町長（高橋貞光君） 休止。

○1番（細川伸男君） 休止。

○町長（高橋貞光君） はい。一時休止という判断をさせていただくという方針を示させていただきました。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時49分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開します。

休憩中に会議録を精査しました。一つは総務厚生常任会の委員長の取りまとめ部分がそうあります。もう一つは先ほど本会議で町長が行った答弁であります。整理をいたします。先ほど本会議中に町長が言った答弁は次のとおりであります。黒字に転ずる方策を見出すのは事実上困難ということで判断しているということでもあります。こうしたことを受けまして町としましては9月4日の総務厚生常任会でもお示しをいたしました。こうした恵福会の意向を尊重するという形で今回この施設については休止、休止という扱いにさせていただきたいと。その理由は先に行った話であります。こういうことなんです。ところが大野委員長の9月4日の総務厚生常任会の取りまとめにつきましては、マーカーしてありますけれども、本件については報告を受け賜るとして継続調査といたします。なお町側から今町長の発言がありましたように方向性が決まり次第、再度報告を受けながら本委員会で調査案件として継続調査をしてみたいと思いますので、都度、報告方よろしくお願い申し上げますとなっています。町長答弁と委員長の取りまとめの間には整合性がないと判断をいたします。よろしいですか。方向性が決まり次第、再度報告を受けながら継続調査としたいということですから、方向が決まってないという取りまとめなんです。町長答弁のほうは休止という扱いにさせていただきたいということで、方針を示させていただいたということですから。発言あります。

町長。

○町長（高橋貞光君） 休憩前の私の発言の中で、今議長が申し述べましたように整合性がないというようなご指摘がございました。発言を撤回をさせていただいて修正をお願いしたいというふうに思います。私の発言の本意でございますが、総務厚生常任委員会でもお話いたしましたように、大変恵福会厳しい状況、経営が厳しい状況になっているということにつきまして報告させていただきました。この中で恵福会の意向というのもございます。経営そのものは恵福会の経営でございますので、これは恵福会の意向も十分尊重しなければならないという判断のもとで、この休止も一つの方法として検討せざるを得ない状況にあると総務厚生常任委員会の中で話をさせていただいたところでございます。この件につきましては、これからも十分に恵福会と協議をさせていただいて、この結論を導き出すという考え方でおりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。本会議の発言の中で不適切な発言がありましたことを、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） よろしいでしょうか。それではお詫びの上、会議録に示された町長の発言については取り消すということであります。重ねて申し上げますが総務厚生常任委員会では方向性が決まり次第、継続調査をしてまいりたいという方針であります。

そこでお諮りしたいと思います。議案第1号につきましては、雅荘の休止問題を切り離して、要するに平成29年度の補填対策ということに限定してとりあえず皆さんにご審議をいただくという扱いにしたいと思っておりますが、よろしいですか。

その他の案件については、すべてそっくり未解決の案件として保留されております。細川議員いいですか。

○1番（細川伸男君） ということはこの予算を削るということですか。

○議長（菅原義幸君） 削らないで。

○1番（細川伸男君） これはこのままとして残して。

○議長（菅原義幸君） 削らないでそうです。

○1番（細川伸男君） 残して今日これから審議するということですよ。

○議長（菅原義幸君） はい。

○1番（細川伸男君） ちょっと質問したかったんだけど、先ほど私の質問に対しての答弁の中で、たまたま雅荘そのものは恵福会の建物、譲渡してますよと。ですから恵福会が管理運営してますよということなので、であるならばこの予算については他の施設もありますので、その辺の整合性を考えていったときに、例えば長生園もあるし、だからそういうことを考えていくと、この補助金というのはどういう扱いになるのかちょっとわかりませんが、こういう形で出すのは私はちょっといかがなものかと。これも合わせて議論したほうがいいんじゃないかと私は思ってますけども、議長その辺の考えも含めてちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 皆さんにからもご意見出していただけますか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 私もこの補正予算に関連して今後の見通しと今の考えを先ほど質問として出したんですが、建物も含めてすべてが恵福会で所有してというふうな認識を改めて知った状況の中で、じゃなぜ赤字補填することになったのかという新たな疑問も正直いうと浮かんできたんです。今細川議員がおっしゃったようにほかの福祉施設、民間でやられてるのも含め町にとって大事な事業といってもいいような福祉事業所に対して、例えばこういう状況になったらそこに対しての町の考えはどうなるのかなっていう新たな疑問が生じてきたんです。もし今後そういうことも含めた中で、もちろん総務常任委員会でも議論されると思いますし、私たちが全議員として、全議員が雅荘の問題も含めて併せて協議をする機会を設けていただければよかったら、この補正予算に関してはこれ以上質問を止めざるを得ないのかと思うんですが、その辺の取り計らいはどういうふうに認識をしたらいいのか。そこをまず確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 皆さんからご意見があればまず伺っておきます。雅荘に特化して補助金を出すのか。他の施設とも関連させて判断するのか。

熊野副議長。

○副議長（熊野主税君） いろいろななんか難しい話にどんどん転がりこんでいったような気がしまして、今回これ提示されているのは言い方悪いですけど、町が作ってそうせざるを得ない状況に追い込んである雅荘がヘルプしてる。お願いします。助けてくださいというのを皆さんこれ助けてあげていいですか、どうですかっていう質問に聞こえています。ですから私的にはもっと町で言葉悪いですが、無理無理預けたようなものなんですから、それで補助金の関係で名前も名義も変えなければなかったのかと推察もします。とすればこれはもう雅荘ではなく恵福会そのものの存続に係わるわけですから、これは出してあげなければならない。もう一つ言えば、これは今回はこれだけに限ってと言いますが、私の腹の中では次の赤字が出た時もこれは町にも責任あると私は考えております。とりあえず今回はこの上げられた1,013万7,000円という補助については町側で補填するべきだと私は考えております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

本多議員。

○3番（本多 浩君） 私も熊野議員の意見に賛同いたします。この時点にきて雅荘が29年度の決算でこのお金がどうしても今必要なんだというのであれば、やっぱり町がこれを預けた責任として出してあげるのが妥当だと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今いろいろ審議されてる訳でございしますが、先ほど来、総務常任委員会に預けられて協議した内容が先ほど議長から報告があったように、継続調査となったこととございます。それでこの補填についてでございますが、いろいろな議事録も見ていただければわかると思うんですが侃々諤々ありました。しかし今の諸般の事情から見た中で介護報酬それから先ほ

ど誰か言ってましたけども、介護職員の不足いろいろな状況から見てどうしても大変なことになって結果的にこうなったっていうことに対しての何とか救済策という点で、熊野議員がおっしゃいましたけども、そういった点では補填については私も同意したものの1人でございます。先ほど議長からこの分について別格に扱った中でこの補正予算についての審議したらどうかということの提案ございました。私はこれも含めて今回については、こういった中でのやむを得ない措置として対応していただいて、しかし先ほど来皆さんからご意見出てますけども、次年度以降についてもこういったものが出されるとなった場合については、議会としても町としても、そしてまた恵福会とのいろいろな意味での慎重審議、そして精査を含めながら対応していかないと、なかなか町民の理解を得られていかないというようなことを考えてます。その点では問題があまりも大きすぎる。その点についてはこれから時間をかけた中でじっくり協議していかなければならない。ただ今回の場についての補正については、このとおりに進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 私も今発言されましたほかの方々と同じで今回の措置はやむを得ない、するべきだと考えます。

○議長（菅原義幸君） なければ議長からも一言発言させていただきますが、細川議員が提起してる問題はそこではないんです。細川議員が提案しているのは、町の責任が伴う経過があるのであれば、とりあえず1,000万含めて補助金を出すのは理があるだろうと。しかしそうではないままに一般的な補助金ということであるならば、例えば、長生園との整合性はどうするのか。その見極めをしないままに決めていいのかというご提言だと思います。細川議員そういうことですね。

○1番（細川伸男君） はいそういうことです。

○議長（菅原義幸君） そこをどう調整するのかということなんです。

○1番（細川伸男君） 今後の問題に残るかと思います。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時08分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 賛成討論です。

私は今回のせたな雅荘の助成金には賛成します。その理由は常任委員会で今後の方向性も町側の考え方が出された時点で協議するという継続調査もされてますし、先々の雅荘の運営が恵福会本体を窮地に追い込むという状況であるので、早期に町長が考えを示した上で議会に表れるものと理解しましたので、今回の補正には賛成いたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいまから15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時20分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第2号平成30年度介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に709万2,000円を追加し、予算総額を10億2,997万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護保険システム改修業務、介護給付費負担金等返還金の追加をお願いするものでございます。

内容については担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは議案の23ページ歳出からご説明をいたします。1款総

務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額26万円の追加につきましては、本年度の制度改正に対応するためのシステム改修業務の追加でございます。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額683万2,000円の追加につきましては、前年度分介護給付費の実績により額の確定に伴う返還金でございます。

これに伴う歳入であります。22ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金ではシステム改修に係る補助金といたしまして42万円の追加。

4款1項共に支払基金交付金、2目地域支援事業交付金で45万3,000円の追加につきましては、前年度地域支援事業交付金の額の確定に伴う追加交付であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金ではシステム改修に係る事務費精査により16万円の減であります。

8款1項1目共に繰越金では、前年度分介護給付費返還金への充当分として前年度繰越金637万9,000円をもちまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第3号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から126万円を減額し、予算総額を3億8,232万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、水道メーター器の入札執行残の減額や簡易水道施設機器点検整

備業務の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の29ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目維持管理費、補正額356万円の減で18節備品購入の水道メーター器購入に係る入札執行残の精査によるものでございます。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額は230万円の追加は、13節委託料で簡易水道施設機器点検整備業務の増額をお願いするものでございます。

ページ戻りまして28ページ歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、補正額356万円の減は1節一般会計繰入金の減額でございます。

次に2款資本的収入、1項1目共に他会計出資金、補正額230万円の追加は1節一般会計出資金の増額でございます。

以上歳入歳出からそれぞれ126万円を減額いたしまして補正後の予算額を3億8,232万6,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第4号平成30年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収

支では給与費の精査、経費では新せたな町立国保病院改革プラン支援業務、医療事務を外部委託に切り替えることに伴う事務維持業務、出張医師対策費などをお願いするものでございます。

また資本的収支におきましては、大成診療所においての職員住宅ブロック塀改修工事について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） それでは、せたな町立国保病院分の収益的収支から説明をさせていただきます。議案書は38ページでございます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では4節賃金において臨時医師及び臨時職員の増減により賃金を精査し1,946万2,000円の増額を予定するものでございます。3目経費は746万1,000円の増額でございます。うち2節旅費交通費35万5,000円は職員2名分の赴任旅費、13節委託料104万6,000円の増額は、新せたな町立国保病院改革プランの遂行を支援するためのコンサルタントに関する費用でございます。本年度は10月から3月までの期間を予定し、病院環境改善や病院機能の見直し、患者動向分析等の支援をお願いする予定でございます。15節手数料378万4,000円の増額は、医師、看護師紹介会社への手数料の増、18節雑費の227万6,000円の増額の主なものは出張医師に関する旅費でございます。

これに対します収入は議案書37ページをお開きください。1項医業収益、2目外来収益を2,692万3,000円を増額し、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

次にせたな町国保病院瀬棚診療所分収益的収支について説明させていただきます。議案書は40ページをお開きください。2款1項1目給与費673万8,000円の減額及び3目経費、13節委託料965万6,000円の増額は、これまで窓口及び医事経理業務を臨時職員で対応してきましたところ退職者があり、人員確保が困難となったことから外部委託に切り替えるため賃金の振替え並びに委託料の増額をお願いするものでございます。

これに対する収入は2款1項1目外来収益を291万8,000円増額することで収支の均衡を図ってございます。

続きまして、せたな町立国保病院大成診療所収益的収支について説明させていただきます。議案書は42ページでございます。3款1項2目材料費49万8,000円の増額は、薬袋印刷用プリンター、薬袋のことですが、故障し修理不能となりましたことから購入を行うものでございます。

これに対する収益的収入は議案書41ページ、3款1項1目外来収益を同額49万8,000円増額を見込み収支の均衡を図ったものでございます。

続いて大成診療所の資本的収支について説明をさせていただきます。議案書は43ページでございます。下段支出では3款2項1目工事請負費172万8,000円の増額でございます。先般の大阪府北部地震におきまして建設基準を満たさないブロック塀が倒壊し死者が出たことから

点検を行なったところ、大成診療所職員住宅周りに設置しておりますブロック塀が基準を満たしていないことが判明いたしました。このことから改修を行うものでございます。これに対しまして上段収入では1項1目1節他会計出資金の86万4,000円の増額は支出で説明いたしました工事請負費の一般会計からの出資金でございます。なお資本的収入が資本的支出に対して不足する86万4,000円は損益勘定留保資金にて補填するものでございます。

以上でせたな町国保病院事業会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、瀬棚診療所のところでの事務業務の外部委託、これ今回されるということで私の認識はそのすべて外部委託されてるものなりと思ってたんですが、そこは勘違いしたということが確認されたんですけど、これ国保病院と瀬棚診療所、大成診療所、一社別々に外部委託ということになるんですか。それともまとめての外部委託契約ができるものなのか、そこだけ確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） 昨年まではせたな町立国保病院は外部委託、あと瀬棚診療所、大成診療所は臨時職員を雇用しての業務を行なっていたところでございます。今般ギリギリの状況になりまして瀬棚診療所で3人中2人の退職希望が出されまして、医事、窓口業務が支障を来すということで、急遽、せたな町立国保病院に委託しております会社に相談いたしまして、瀬棚診療所も含めて2カ所を外部委託とすることとしたところでございます。

（不規則発言あり）

○国保病院事務局長（横川忍君） そうです。それで臨時職員3人分の給料も含めて、中ではいろいろ調整をしながら一体化しているところでございますけれども、その分含めて1診療所1病院を合わせて外部委託としたところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 記憶が自分の中でちょっと認識を間違っていたというふうにまた再度改めて思ったんですけど、大成診療所も以前は外部委託にされてたという記憶があったんですけど、そこは間違えであれば違いだというふうに説明いただきたいんですけど。どうなんでしょ。どちらが働く方やその病院や診療所にとって良いのか。今の段階では判断できませんが、今後大成診療所は臨時職員なんだろうけど、それは働く環境の整備も含めて今の段階での考え方、局長のほうでどれが1番望ましいのか。今後どうなるのか。そこだけお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） どれが1番いいかという質問に対してはお答えはしにくいところでございますけれども、今回瀬棚診療所を委託に変えたのは、やはり医事業務というのは、すぐに習得できる業務ではございませんで、退職者が出た段階で求人しましても応募してす

ぐにその業務が行える職員が集まらなかったというのが事実でございます。そこで急遽委託会社をお願いしまして、その職員の補填を図りました。それから臨時職員という処遇でございましたけれども、今回は正職員という形に処遇を改善いたしまして、退職をなるべく防ぐような方向性を持つということによってそういう形にさせていただきました。そういったことで臨時職員賃金にプラスアルファというようなことで委託料が増額となっているところでございます。今後におきましては働く方が少なくなっているといったことも含めまして、今後の見通しは今後の推移を見ながら検討していくこととしたいと思っております。現在のところではそのような考えです。大成については今のところは現状のままということなんですけれども、それにつきましても今後の状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） すいません今の質問について私もちょっと思ったんですが、先ほど局長答弁していただいたんですが、40ページ臨時職員とそれから事務委託の問題ですけども、ただこの金額的なことで単純に比較して申しわけございませんけども、この数字によりますと臨時職員の賃金が620万マイナス、そして今回事務医事業務の委託が960万ということで、病院の事務する中で委託料及び手数料合わせた中で340万くらいの事務のかかる費用が増えるということでこういう数字で私丸飲みしてます。これはこういう形で今話された内容でいけば、かなり費用が膨らんでしまうということで、この数字に対してやむを得ないことなのかと思ったんですが、臨時職員から委託にするとやはりこういう費用がかかるということなんでしょうか。それについて説明願います。

○議長（菅原義幸君） 横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） 正確には291万円の差額だとは思ってます。福利厚生共済費も入りますので291万円の差額でございます。これにつきましては臨時職員だったものを正職員とする福利厚生費、あとは会社に支払います教育だとかそういったものも含めての学習その他の経費、そういったものも含めまして291万円増額になったところでございます。これに関しては職員探しましたけれども、そういった方がいらっしゃらないということで診療所の事務を止めるわけにはいきませんでしたので、これに関しては必要な経費だと考えております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 先ほど3回目しなかった理由が今平澤議員から質問があったんですが、また別な機会と思ったんですけど、要は確かに町の負担は大きくなりました。でも事務職ではあるんですけど臨職の立場から正規の社員になれたということは、町で働く雇用の場が無い中では、確かに町の負担は多くなりました。そういう方向で全体を考えていただきたいと思いますので先ほど質問したので、そういう形で今後も検討いただければ、それでいいと思いますのでその辺で考え方、もう一度再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） 病院の経費としましては臨時職員の場合は、本当に賃金だけで済みますので経費をなるべくかけないという点では、その方がとは思いますが。やはり昨今事務職員に限らず、看護助手あるいは、ほかの事務も臨時職員が流出しているという言い方はおかしいんですけど、そういったやはり条件のいいところに移るといのが出てきております。やはり病院としては職員、患者さんをしっかりサービスするため、経営をするためにはやはり人が1番大切なところですので、今後も職員確保にあたるための一つとしてそういった方法を取って行きたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第5号せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案のその2でございます。本案につきましては、せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例でございます。漢字の瀬棚でございますが、瀬棚学童保育所をせたな町生涯学習センター内へ移転するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度のせたな町学童保育所条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由の説明のとおり、瀬棚学童保育所をせたな町生涯学習センター内へ移転することから位置の変更を行うものであります。

議案書は3ページ、せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。
右側改正前の第2条、名称、位置及び定員の表で瀬棚学童保育所の項中下線部分、せたな町瀬棚区本町321番地1を左側改正後はせたな町瀬棚区本町651番地に改めるものでございます。
附則としてこの条例は平成30年10月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。
質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第6号せたな町養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、せたな町養護老人ホーム条例の一部を改正する条例でございます。瀬棚養護老人ホーム三杉荘の改築移転によりまして位置を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては担当所長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。
上野三杉荘所長。

○養護老人ホーム三杉荘所長（上野宏行君） それではせたな町養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。先ほど提案理由でも申し上げましたが、本案は三杉荘改築に伴う位置の変更であります。

議案書7ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。条例第2条の表中、改正前せたな町瀬棚区西大里218番地を、改正後せたな町瀬棚区本町620番地4に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成30年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 同意第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、同意第1号せたな町教育員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは同意第1号せたな町教育員会委員の任命についてでございます。せたな町教育員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。住所は久遠郡せたな町大成区平浜407番地、名前は門間智明、生年月日、昭和26年11月12日生まれの66歳でございます。

次のページに経歴等を記載してございます。ご参照願います。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平澤等議員、大野一男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配布)

○議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(菅原義幸君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただ今から投票を行います。1番席議員から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番席、細川伸男議員から投票をお願いします。

(投票)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

平澤等議員、大野一男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(菅原義幸君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はありません。

有効投票のうち賛成10票。

以上のおり賛成多数です。したがって同意第1号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第14 報告第1号及び日程第15 報告第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、報告第1号平成29年度健全化判断比率の報告について及

び日程第15、報告第2号平成29年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明と合わせて内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今一括上程になりました報告第1号平成29年度健全化判断比率の報告について、報告第2号平成29年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率について、報告第2号につきましては、同項第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

続きまして内容について説明を申し上げます。議案その3の2ページでございます。健全化判断比率は、財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものでございます。表の説明をいたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様に赤字が発生してございませんので比率はございません。実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、地方債の返済額の割合を示したものでございまして資金繰りの程度を示すものでございます。これは過去3年間の平均値でございまして、平成29年度は7.8%で前年度に比べ0.6%改善してございます。将来負担比率につきましては、現時点で想定される将来に支払わなければならない負債が、標準財政規模59億4,868万7,000円と比較をいたしまして、どの程度かを指標化したもので平成29年度は、昨年度に引き続き比率はございません。次に当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率も早期健全化判断比率をクリアしてございます。

3ページでございます。平成29年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございまして、総合意見といたしまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいているところでございます。

次に6ページでございます。平成29年度公営企業資金不足比率について説明を申し上げます。この指標は健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして算定されるもので、ここの特別会計の健全度がどの程度の水準ではあるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業に係る法適用の病院事業、否適用の簡易水道事業会計から風力発電事業までの4事業に係る余剰金でございますが、病院事業会計では7億1,542万3,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告をいたします決算統計の数値を基に計算されてございまして、流動資産と流動負債の差となっております。実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて簡易水道事業特別会計で1,369万9,000円、公共下水道事業特別会計で295万3,000円、漁業集落排水事業特別会計で11万2,000円、風力発電事業特別会計で250万3,000円の剰余金となったところでございます。次に資金不足比率でございますが、前年度と同様にいずれの会計におきましても、資金不足は発生してございませんので資金不足比

率はございません。

次に7ページから11ページまでは経営健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

説明は以上でございます。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

◎日程第16 認定第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、認定第1号平成29年度せたな町一般会計歳入歳出決算についてお諮りします。

本件につきましては9月18日開催の第11回議会運営委員会の答申どおり、決算審査特別員会に付託しないことといたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。

◎日程第17 認定第2号ないし日程第26 認定第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、認定第2号平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から日程第26、認定第11号平成29年度せたな町病院事業会計決算までの10件の決算認定を一括議題といたします。

提案の理由を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今一括上程になりました認定第2号から認定第11号までの平成29年度せたな町各会計の決算認定に係わる提案理由を説明申し上げます。地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付書類でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページに各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして、9つの特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額などの状況を説明申し上げます。この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただ今議題としております10件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査とし、第4回定例会に審査結果を報告することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第11号まで10件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査とし、第4回定例会に審査結果を報告することに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時20分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、委員長に真柄克紀議員、副委員長に本多浩議員が互選された旨の報告がありました。

◎日程第27 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第27、議案第7号平成30年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、行政報告で申し上げますとおり9月6日発生 of 北海道胆振東部地震に係る災害対策についてお願いをするもので、現在の歳入歳出予算の総額に1,008万4,000円を追加し、予算総額を95億9,253万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが5ページでございます。歳出から説明申し上げます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費におきましては、簡易水道事業特別会計繰出金480万円の追加をお願いするものでございます。

次に8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費においては、公共下水道事業特別会計繰出

金154万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に6ページでございます。9款1項1目共に消防費におきましては、檜山行政組合消防費負担金8万2,000円の追加でございます。災害に係る時間外勤務手当の補正でございます。別冊で檜山広域行政組合関係予算事項別明細書を配布してございますので、ご確認のお願いをいたします。また2目災害対策費におきましては235万9,000円の追加でございます。主なものといたしまして、職員の時間外勤務手当111万円、施設への発電機配備など応急対策のため需用費94万2,000円、また停電によりまして各家庭での入浴が困難というようなことで、温泉を無料開放したことに伴います温泉入浴使用料41万1,000円、それぞれ補正をお願いするものでございます。次に3目防災行政無線管理費におきましては129万6,000円を追加、防災行政無線備品購入について補正をお願いするものでございます。

ページ戻りまして4ページでございます。これらの財源といたしまして歳入9款1項1目共に地方交付税、普通交付税1,008万4,000円を追加し、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第28 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第28、議案第8号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案申し上げます補正予算につきましては、一般会計同様に北海道胆振東部地震に係る災害対策についてお願いをするもので、現在の歳入歳出予算の総額に480万円を追加し、予算総額を3億8,712万6,000円とするものでございます。

内容について説明を申し上げます。10ページでございます。最初に歳出ですが4款1項1目共に災害復旧費480万円を追加、停電対策として故障いたしました水道計器の修繕料並びに発

電機などの借上料に伴う補正をお願いするものでございます。

この財源につきましては、歳入1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金として一般会計繰入金480万円を追加、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第9号

○議長（菅原義幸君） 日程第29、議案第9号平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。補正予算につきましては、本会計につきましても北海道胆振東部地震に係る災害対策についてお願いをするものでございます。現在の歳入歳出予算の総額に154万7,000円を追加し、予算総額を5億3,868万8,000円とするものでございます。

内容について説明申し上げます。14ページでございます。最初に歳出でございますが4款1項1目共に災害復旧費154万7,000円を追加でございます。発電機などの借上料に係る補正をお願いするものでございます。

この財源につきましては、歳入1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金として一般会計繰入金154万7,000円を追加、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明と提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第30 議案第10号

○議長(菅原義幸君) 日程第30、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 本案は、工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。
教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長(杉村 彰君) それでは議案書15ページでございます。工事請負契約の締結について提案理由にもございましたとおり、工事予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。工事請負契約の締結について町民プール新築工事建築主体について次のとおり請負契約を締結するものとする。工事の名称、町民プール新築工事(建築主体)、契約の金額3億5,208万円、契約の相手方、城ヶ端・内田経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地11、城ヶ端建設株式会社、代表取締役、城ヶ端政次。構成員として久遠郡せたな町北檜山区北檜山235番地7、株式会社内田建設、代表取締役、内田尊之。参考として工期につきましては契約締結の日の翌日から平成31年5月31日までとしております。なお入札参加資格者及び入札結果につきましては、21ページに掲載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 3 1 議案第 1 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 3 1、議案第 1 1 号工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 1 1 号工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、予定価格が 5,000 万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） それでは議案書 17 ページでございます。工事請負契約の締結について、提案理由にもありましたとおり工事予定価格が 5,000 万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。町民プール新築工事（機械設備）について次のとおり請負契約を締結するものとする。工事の名称、町民プール新築工事（機械設備）、契約の金額 9,396 万円、契約の相手方、池田煖房・北部工営経常共同企業体、代表者、函館市昭和 2 丁目 3 7 番 1 8 号、池田煖房工業株式会社函館支店、執行役員支店長、杉本辰。構成員といたしまして、久遠郡せたな町北檜山区豊岡 1 6 7 番地 1、北部工営株式会社、代表取締役、佐瀬敏秀。参考といたしまして工期につきましては契約締結の日の翌日から平成 31 年 5 月 31 日までとしております。なお入札参加資格者及び入札結果につきましては、22 ページに掲載のとおりでございます。

以上で説明をおります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第32 議案第12号

○議長(菅原義幸君) 日程第32、議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第12号工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長(杉村 彰君) それでは議案書19ページでございます。工事請負契約の締結について、工事予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な機会の議決を求めるものであります。町民プール新築工事(電気設備)について次のとおり請負契約を締結するものとする。工事の名称、町民プール新築工事(電気設備)、契約の金額5,616万円、契約の相手方、橋本・ヤマト経常建設共同企業体、代表者、札幌市東区北19条東10丁目3番7号、橋本電気工事株式会社、代表取締役社長、土岐田昇。構成員として久遠郡せたな町北檜山区豊岡334番地40、有限会社ヤマト電気工業所、代表取締役、並川武光。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から平成31年5月31日までとしております。なお入札参加資格者及び入札結果につきましては、23ページに掲載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 3 3 請願第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 3 3、請願第 1 号国民宿舎あわび山荘の改築に関する請願についてを議題とします。

紹介議員からのご説明を求めます。

梶田議員。

○6 番（梶田道廣君） ただいま上程されました請願第 1 号国民宿舎あわび山荘改築に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。本施設は、築 4 0 年を経過し老朽化に加え、宿泊者のニーズにそぐわない設備で客数が年々減少傾向にあります。また町長が選挙公約として改築の推進を掲げているものでもあり、さらに地域の雇用の確保、地産地消等に寄与していることから施設の改築について請願するものであります。請願の内容については記載のとおりとなっております。

この請願についての取り扱いについて、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りします。

本請願については会議規則第 9 1 条第 1 項の規定により、総務厚生常任委員会に付託し議会閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は総務厚生常任委員会に付託の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第 3 4 意見書案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 3 4、意見書案第 1 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真柄克紀議員。

○8 番（真柄克紀君） それでは林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、提案理由を説明させていただきます。

意見書の提出先は会議規則第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により次に述べている各方面に出

したいと思います。内容でございます。森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山林における雇用の安定、森林整備事業及び治山事業の財源を十分に安定的に確保すること。2、森林資源の循環利用を通じて林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材を加工、流通、利用までの一体的な取り組み、森林づくりを行う林業事業者や人材育成に必要な支援措置を充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたしますので、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第35 意見書案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第35、意見書案第2号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○9番(平澤 等君) ただいま出されました意見書案の提案の理由について、朗読させて説明させていただきます。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書案でございます。公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。特にトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観、中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税

収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制、削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため政府に以下8点の事項の実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第36 意見書案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第36、意見書案第3号障害児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○3番(本多 浩君) 意見書案第3号について説明いたします。障害児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書、障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加しています。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難にしています。このような現況問題を解決すべく次の事項を要望します。

障害児者が暮らしの場を選択できるように、グループホームや入所施設、通所施設などの社会

資源を拡充し、福祉人材を確保すること。2つ入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。3、前2項を実現するために障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第37 決議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第37、決議第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大野一男議員。

○10番（大野一男君） ただいま上程されました決議第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議であります。北海道は放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいとの条例、いわゆる核抜き条例を制定しました。さらに北海道および幌延町、日本原子力研究開発機構、旧核燃機構は研究のみとして、放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないとし使用しない、研究終了後は埋め戻す、将来とも最終処分場としないとの協定、いわゆる三者協定を締結しております。政府は2017年に公表した高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した科学的特性マップでは、処分場の候補地となり得る最適地が北海道において陸地の3割が該当し86市町村に及んでおります。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートルより深い地層に埋める地層処分を行うとされていますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのかといった疑問が解消されずに進められています。せたな町においては、北海道の核抜き条例にもとづき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこととする決議を提案したものです。

議員各位のこの趣旨について理解をいただき、ご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これから採決をいたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第38 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第38、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。
お諮りいたします。
申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しました。
お諮りいたします。
今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。
よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。
よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成30年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後4時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年10月30日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 熊 野 主 税